

令和元年9月4日開会

令和元年9月20日閉会

# 令和元年三宅町議会 第3回定例会会議録

三宅町議会

## 令和元年 9 月 三宅町議会 第 3 回 定例会 会議録 目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
決算審査特別委員会の設置	11
認定第 1 号～認定第 6 号、議案第 3 1 号～議案第 4 6 号、の上程、説明	12
同意第 4 号の上程、説明、質疑、採決	20
教育委員会教育長再任の挨拶	21
同意第 5 号の上程、説明、質疑、採決	21
同意第 6 号の上程、説明、質疑、採決	22
教育委員会委員の挨拶	23
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
散会の宣告	25
第 2 号 (9月9日)	
出席議員	27
欠席議員	27

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	27
職務のため会議に出席した者の役職氏名	27
議事日程	28
開議の宣告	29
議事日程の報告	29
認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について	29
議案第31号～議案第46号の各委員会付託について	29
一般質問	30
松田晴光君	30
辰巳光則君	33
森内哲也君	38
松本健君	43
池田年夫君	52
散会の宣告	58

### 第 3 号 (9月20日)

出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	59
職務のため会議に出席した者の役職氏名	59
議事日程	60
開議の宣告	61
議事日程の報告	61
特別委員会委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	61
追加議案の上程	76
発議第4号の説明、質疑、討論、採決	76
閉会中の継続審査について	78
町長挨拶	78
閉会の宣告	79
署名議員	81

三宅町告示第72号

令和元年9月三宅町議会第3回定例会を  
次のとおり招集する

令和元年8月20日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和元年 9月 4日 水曜日  
午 前 10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和元年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

令和元年9月 4日水曜日

17日間

令和元年9月20日金曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	9月4日 水曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明・諸報告)
第2日目	9月5日 木曜日		休会
第3日目	9月6日 金曜日		休会
第4日目	9月7日 土曜日		休会
第5日目	9月8日 日曜日		休会
第6日目	9月9日 月曜日	午前10時00分	議会再開(一般質問等)
第7日目	9月10日 火曜日		休会
第8日目	9月11日 水曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計・特別会計) (総務建設)
第9日目	9月12日 木曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計・特別会計) (福祉文教)
第10日目	9月13日 金曜日	午前9時30分	総務建設委員会
第11日目	9月14日 土曜日		休会
第12日目	9月15日 日曜日		休会
第13日目	9月16日 月曜日		休会
第14日目	9月17日 火曜日	午前9時30分	福祉文教委員会
第15日目	9月18日 水曜日		休会
第16日目	9月19日 木曜日		休会
第17日目	9月20日 金曜日	午前10時00分	定例会再々開

令和元年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和元年9月4日水曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	岡 橋 正 識	みどりイノベーション推進部長	宮 内 秀 樹
住民福祉部長	岸 部 聖 司	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
会 計 管 理 者	吉 田 明 宏		

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也	モニター室係	山 内 亮

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員 渡 辺 哲 久                      6 番 議 員 森 内 哲 也

令和元年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和元年9月 4日 水曜日  
午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告
- (3) 総務建設委員会委員長報告
- 日程第4 選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 認定第1号 平成30年度三宅町一般会計決算認定について
- 日程第6 認定第2号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第4号 平成30年度三宅町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第5号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第6号 平成30年度三宅町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第31号 令和元年度三宅町一般会計第2回補正予算について
- 日程第12 議案第32号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第13 議案第33号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について
- 日程第14 議案第34号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について
- 日程第15 議案第35号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第36号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第37号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第38号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第39号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第40号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第41号 三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第42号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第43号 三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第44号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第45号 三宅町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第46号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第27 同意第4号 三宅町教育委員会教育長の任命について
- 日程第28 同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第6号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 発議第3号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書について
- 日程第31 一般質問について

---

◎議長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 定刻より若干早いですけれど、皆さんおそろいですので、ただいまより始めさせていただきます。

令和元年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席いただき、ありがとうございます。

先日、九州北部地方において過去に経験したことのないような豪雨による大雨特別警報が発せられ、大きな被害が報じられる中、本町においても今後必ず起こるであろう災害に備えなければなりません。これから台風シーズンを迎えますので、理事者各位また議員各位におかれましては、常日ごろより一層の注意を引き続きお願いいたします。

本日提案されております議案につきましては、平成30年度一般会計決算を初めといたしまず選任1件、認定6件、議案16件、同意3件、発議1件が提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして開会の挨拶といたしたいと思っております。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年9月三宅町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

去る7月10日ではございますが、中国江蘇省の小学5年生36名が三宅小学校を訪れ、短い時間ではありましたが授業交流や給食体験など生徒間交流が行われました。その後、三宅町商工会のご協力のもと、野球グローブ工場の見学会の時間を設けることができ、地場産業を活用した国際交流と三宅町を広く知ってもらうための取り組みとして本町では初めてとなる大きな意義を持った出来事がございました。これまでも関係各方面の皆様のご協力のもと、

行政といたしましても地道に努力を重ねてまいった結果、実現に至ったものであると感謝しております。これを契機として、さらなる本町のプロモーションを進め、インバウンドによる地場産業の活性化の可能性も探ってまいりたいと考えております。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成30年度一般会計決算を初めとする決算認定6件、令和元年度一般会計補正予算を初めとする補正予算4件、条例の制定及び一部改正11件、議決案件1件、人事の同意3件の計25件の重要案件をご提案申し上げますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、令和元年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、渡辺哲久君及び6番議員、森内哲也君の2名を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（衣川喜憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月4日より9月20日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日9月4日より9月20日までの17日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承ください。

---

◎諸般の報告

○議長（衣川喜憲君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡嘉夫代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査。

○監査委員（片岡嘉夫君） 監査委員報告。

去る8月21日、松田晴光監査委員とともに令和元年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成30年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、令和元年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類、各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく適正に実施されているものと認めますので、ここにご報告申し上げます。

令和元年9月4日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございます。

次に、岡橋総務部長より健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま議長から指示がございました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を私より申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのおとり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質交際費率は8.9%と、昨年に比べ増加をいたしております。将来負担比率の37.6%につきましては、昨年度に比べ減少をいたしております。その主な要因は、普通交付

税等の収入面での増加によるもの及び公債償還基金等の基金残高の増加、公営企業債残高の減少によるものでございます。資金不足比率はなしでございます。現在は健全段階にあることを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございます。

次に、森内総務建設委員会委員長より委員長報告を求めます。

森内委員長。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） そうしましたら、総務建設委員会の報告をさせていただきます。

令和元年7月12日に総務建設委員会を開催し、三宅町複合施設建設基本設計作成業務の調査を行いましたので、報告いたします。

昨年度、複合施設特別委員会を設置し、当時の段階での複合施設建設に至るまでの過程で考え得る懸念事項を委員会、議会として年度末に提言書を提出いたしました。議会からの提言以外にも各担当課からの意見など庁舎内でもさまざまな意見があり、それらを調整しつつ複合施設の基本計画の案を作成されたことと想像します。その複合施設基本計画（案）ができあがってくる過程でどんな議論があったのかを説明していただきたいとのことで開催させていただいた総務建設委員会の報告になります。事前に質問内容は記載して提出させていただいておりました。それらへの説明を聞き、委員会としてまとめたので読ませていただきます。

令和元年7月12日の総務建設委員会、三宅町複合施設建設基本設計作成業務の調査についてにおける理事者側へのヒアリング及び議員間討議の結果、今後の施設の建設、運営上以下のことが必要と考えますので、留意していただけたらと思います。

なお、理事者、議会とも複合施設をよいものにしたい、そういう思いは同じであります。我々議員は、その施設が多くの人に活用され、それが本町、三宅町の活性化につながっていくものとなるよう今後も注目してまいりたいと考えています。

留意点として上げさせていただいた点が幾つかありますので、以下、読みます。

留意点1、40名を単位とした学童保育（放課後児童クラブ）の運営についての視点ということで1つです。

学童保育（放課後児童クラブ）を行う基本的な場所は、複合施設の2階に166平米を確保し、100名定員を想定して、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、これは

平成26年度厚生労働省が定めたものです。第63号に定めたものです。児童1人につき、おおむね1.65平米以上を確保を満たす設計になっています。一方、同基準において、児童の集団の規模については、おおむね40人以下となっていますが、現行の設計では40人単位に切り分けて学童保育を運営する視点が薄いように見受けられます。この基準は、参考とするものであり厳守するものとはされていませんが、基準が生まれた背景にはそれなりの根拠もあるわけで、本町の基本計画施策の大綱の第1番に子育てを掲げている三宅町においては配慮が必要であり、この基準に沿った設計となるよう配慮いただきたい。

また、学童保育の運営管理については、今後の課題、建築というよりも運営のことです、課題とはいえ、設計が決定する前に現場サイドの意見も十分考慮したものとなるよう、関係課などとはさらに連携を図っていただきたい。

留意点の2番目です。

維持費、ランニングコストについての視点です。

設計上はさまざまな工夫がなされており、魅力ある施設になることが想像されます。しかし、長く使うためには建設後の維持費、ランニングコストという現実から目をそらすことはできません。住民に愛される施設ではあるが、コスト面から運営ができないという事態が起こることのないよう、現時点で考え得る限りの維持費削減、ランニングコストの低減が可能な視点を入れた施設となるよう配慮いただきたいということです。

以上2点は特に留意をいただきたい項目です。

また、ほかの点も指摘がありましたので、あわせて報告いたします。

3として、その他で上げさせてもらいます。

3-1、プレイネットについて。

新しいものとしては魅力はあるが、新しいがゆえに安全性、コスト面、設置場所、現在学童保育の天井ということになっています。運用などが気にかかります。禁止事項、使える人数や時間帯、年齢などのために管理者が必要で、設置してあるが使えるときがほとんどないということになるのであれば初めから設置しないのがよいのではないかと。

3-2です。現在の施設利用者の使用について。

現在、公民館を恒常的に利用されている方々が新しい施設を利用するに当たり不都合はないのか。各利用者からの利用の要望がバッティングすることにより部屋を確保できなくなり、オープンスペースとして考えている1階の多目的ルームが仕切りっぱなしの空間になるというようなことがないか現時点でシミュレーションをしていく必要があるのではないだろうか。

3-3として、埋蔵文化財の作業スペースについて。

基本設計の案では埋蔵文化財の作業スペースがなくなったが、今後は作業場所及び展示場所はどこに考えられているのか。埋蔵文化財の展示などは観光の視点からも必要なことではないかと住民プロジェクトの会議でも意見として出ていたと思います。ということです。

3-4についてです。防音対策について。

にぎわいのあるスペース、音の聞こえる空間と静かなスペース、落ちつける空間を分けるコンセプトがあったが、防音対策などは十分でしょうか。

3-5です。学童保育中の児童の活動範囲について。

学童保育の運営に関して、子供たちが利用できそうな場所がたくさんあるが、安全を考慮すると使用できる場所の制限が必要ではないだろうか。一方で、子供たちの自主性を重視すべきとの意見もあり、制限を前提に運営の議論を進めるのはどうかとの意見もあった。今後どのように考えられるでしょうかということです。

3-6として、駐車場について。

駐車場のスペースはこれで果たして十分なのでしょうかという提言事項です。

あと、3-7です。駐車場のアスファルト舗装について。

駐車場の舗装が現行では黒いアスファルトとなっているが、全体的な雰囲気や駐車場以外としての使用も考慮すると、通常の黒いアスファルトはやめて、色つきであったり、レンガや石畳を敷き詰めたものであったりなど、他の選択肢も考慮したほうがよいのではないかと。

ちょっと、さまざまな意見としても上げさせていただいています。

以上です。

これをもって委員長報告とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） ごくろうさまでした。

以上、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎決算審査特別委員会の設置

○議長（衣川喜憲君） 日程第4、選任第4号、三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

決算審査のため、決算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長及び委員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することを決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第8条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) ご異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。

それでは、特別委員会委員長に瀬角清司君、副委員長に松田晴光君を指名いたします。

---

◎認定第1号～認定第6号、議案第31号～議案第46号の上程、説明

○議長(衣川喜憲君) お諮りします。

日程第5、認定第1号 平成30年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第29、同意第6号 三宅町教育委員会委員の任命については、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 平成30年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第26、議案第46号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの認定6件、議案16件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、認定第1号 平成30年度三宅町一般会計決算認定から認定第5号までの各特別会計の決算認定及び認定第6号 三宅町水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしております。

なお、認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者が説明を申し上げます。

認定第6号 平成30年度三宅町水道事業会計決算認定については、収益勘定による収入額は1億7,813万2,836円、支出額は1億7,333万694円となっております。また、資本勘定による収入額は400万1,400円、支出額は2,194万7,620円で、収支差引額に対し不足する額1,794万6,220円については当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続いて、補正予算5件についてご説明をいたします。

議案第31号 令和元年度三宅町一般会計第2回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

10ページ、11ページをごらんください。

款9 地方交付税、項1 地方交付税では、令和元年度普通交付税の額確定に伴い5,776万9,000円の増額を行っております。

款13 国庫支出金、項1 国庫負担金では、保育所運営費国庫負担金95万3,000円の増額を行い、款14 県支出金、項1 県負担金では、保育所運営費県費負担金47万6,000円及び障害児支援負担金13万9,000円の増額を行っております。

同じく、項2 県補助金の目1 総務補助金では、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金182万9,000円の増額を行い、目4 農林水産業補助金では、防災重点ため池補助金63万円の増額を行っております。

12、13ページをごらんください。

款17 繰入金、項1 基金繰入金では、歳入財源として当初に計上していた財政調整基金繰入金9,905万円の減額を行い、款18 繰越金、項1 繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金1億4,078万4,000円の増額を行っております。

款19 諸収入、項6 雑入では、消防団員安全装備品助成金10万7,000円の増額を行っております。

款20町債、項1町債では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により2,461万4,000円の減額を行っております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

14、15ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費の目1一般管理費では、文書管理システムの更新に係る電算事務委託料及び使用料、人材派遣事務委託料を合わせて599万4,000円の増額を行い、目1企画費では、多世代がつながる一人一人の居場所創出事業に係る先進地視察研修のため、職員旅費、使用料を合わせて26万3,000円の増額を行っております。次の、目8財政調整基金では、過疎対策事業債の償還に充てるため公債償還基金積立金5,859万円の増額を行っております。

次に、款3民生費、項1社会福祉費の目1社会福祉総務費及び目2老人福祉費では、心身障害者医療、老人医療、乳幼児医療の各助成事業に係る平成30年度実績確定に伴う補助金精算のため、返還金427万9,000円の増額を行っております。

同じく、項2児童福祉費の目1児童福祉総務費では、町外保育所利用児童委託料の増額を行い、続いて1ページお進みいただきまして、項2児童福祉費では、ひとり親家庭等医療助成事業に係る平成30年度実績確定に伴う補助金精算のための返還金を合わせて447万8,000円の増額を行っております。

次の、款4衛生費、項1保健衛生費では、母子保健事業、未熟児養育費に係る平成30年度実績確定に伴う補助金精算のための返還金を合わせて18万3,000円の増額を行っております。

款6農林水産業費、項1農業費の目1農業振興費では、屯倉のおいしい発信（発信）事業の歳入財源補正、目4農地費では、防災重点ため池浸水想定区域図作成委託料を合わせて182万9,000円の増額を行っております。

款9消防費、項1消防費の目1消防総務費では、庁舎、文化ホール、複合施設への災害時非常電源確保のため、自家発電機導入計画支援委託料、目3非常備消防費では消防団装備品購入のための備品購入費を合わせて340万7,000円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出においておのおの7,902万3,000円の増額を行い、予算総額を36億8,243万2,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第32号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8ページ、9ページをごらんください。

款7繰越金、項1繰越金において、前年度繰越金796万3,000円の増額を行っております。  
続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをごらんください。

款9予備費、項1予備費においては、先述の繰越金による財源調整のため796万3,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの796万3,000円を増額し、予算総額を8億2,096万3,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第33号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8ページ、9ページをごらんください。

款5繰越金、項1繰越金において、前年度繰越金7万8,000円の増額を行っております。

続いて、10ページ、11ページをごらんください。

歳出におきましては、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金7万8,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの7万8,000円を増額し、予算総額を1億2,468万2,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

議案第34号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8ページ、9ページをごらんください。

款4国庫支出金、項1国庫負担金及び款5支払基金交付金、項1介護給付費交付金並びに款6県支出金、項1県負担金では、平成30年度実績の確定に伴う介護給付費に係るそれぞれの追加交付があったことにより、合わせて82万円の増額を行い、款7繰入金、項2基金繰入金では、介護給付費準備基金からの繰入金553万7,000円の減額、款9繰越金、項1繰越金では、前年度からの繰越金1,870万6,000円の増額を行っております。

歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページから、14ページ、15ページまでをごらんください。

各項目における補正額の財源内訳について、歳入でご説明をいたしました基金繰入金と前年度繰越金により財源内訳の変更を行っております。

16ページ、17ページをごらんください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金では、平成30年度実績の確定に伴い、地域支援

事業交付金に係る返還金273万1,000円の増額を行い、款8基金積立金、項1基金積立金では1,125万8,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの1,398万9,000円を増額し、予算総額を7億8,490万円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、条例の制定及び一部改正11件についてご説明をいたします。

議案第35号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法並びに地方自治法の規定に基づき、令和2年4月から施行される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに本条例を提出するものでございます。

議案第36号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、議案第35号でご説明をいたしました会計年度任用職員の制度運用開始に当たり関係する既存条例の文言修正等を一括して行うため本条例を提出するものでございます。

議案第37号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に定める規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため本条例を提出するものでございます。

議案第38号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う地方公務員法の改正により、本条例に定める欠格事項から成年被後見人等の規定を削除するものでございます。

議案第39号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、奈良県税条例における自動車税の課税免除規定が改正されたことにより環境性能割が対象外となったため、本条例に係る軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例の規定を削除するものでございます。

議案第40号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳法施行令等の一部改正による旧姓の記載に対応し、本町の印鑑登録証明事務においてもこの改正に準じた規定を設けるとともに、性別の記載を廃止する規定を定めるものでございます。

議案第41号 三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定については、本条例に定める但馬老人憩の家の位置について登記地番の整理が完了したため所在地の表示を変更するものでございます。

議案第42号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、次の議案第43号 三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

議案第44号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、次の議案第45号 三宅町水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、10月からの消費税率の引き上げに伴う使用料の改正を行うため、本条例の提出を行うものでございます。

続いて、議決案件1件についてご説明をいたします。

議案第46号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更については、平成29年9月に議決を賜り策定をいたしました三宅町過疎地域自立促進計画において、新たに対象となる事業の追加を行い、地方債対象の拡充を行うため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決をお願いし、計画の変更を行うものであります。

以上が、本定例議会に提出いたしました認定第1号から議案第46号までの概要説明でございます。議員各位におかれましては、慎重審査を賜りますようお願い申し上げます、ご説明を終わらせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き吉田会計管理者より説明を求めます。

吉田会見管理者。

○会計管理者（吉田明宏君） それでは、認定第1号から認定第5号までの平成30年度三宅町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をごらんください。

まず、初めに認定第1号 平成30年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額35億4,000万円でありましたが、その後4回の補正予算により7,135万3,000円を増額し、これに前年度からの明許繰越額1億2,382万3,000円を加え、最終予算額は37億3,517万6,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額36億466万8,683円、歳出総額34億5,117万5,793円となり、歳入歳出差引額1億5,349万2,890円を令和元年度へ繰り越しを行いました。内訳といたしまして、次年度への繰越明許繰越金として、非常備消防費、災害に強い町づくり事業、社会資本整備総合交付金事業、三宅1号線道路整備事業、三宅小学校空調設備設置事業、プレミアムつき商品券事業の一般財源分270万8,000円と純繰越金1億5,078万4,890円でございます。

なお、収入未済額は、町民税、固定資産税、負担金、使用料を合わせ1,181万8,650円になります。

次に、認定第2号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計決算額は、当初予算額7億8,800万円でありましたが、その後3回の補正予算により2,153万2,000円を増額し、最終予算額は8億953万2,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額7億8,001万9,118円、歳出総額7億7,105万5,479円となり、歳入歳出差引額896万3,639円を令和元年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、国民健康保険税で406万8,233円になります。

認定第3号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額1億2,313万8,000円で、その後1回の補正予算により2万2,000円を増額し、最終予算額は1億2,316万円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額1億1,860万1,283円、歳出総額1億1,852万3,983円となり、歳入歳出差引額7万7,300円を令和元年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額はございませんでした。

認定第4号 平成30年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額7億4,000万円で、その後2回の補正予算により3,378万2,000円を増額し、最終予算額は7億7,378万2,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額7億6,636万2,744円、歳出総額7億4,755万5,818円となり、歳入歳出差引額1,880万6,926円を令和元年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、介護保険料で224万1,320円になります。

認定5号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額3億1,800万円でしたが、その後2回の補正予算により219万3,000円を減額し、最終予算額は3億1,580万7,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額3億1,126万9,855円、歳出総額3億1,126万9,855円となり、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

なお、収入未済額は、下水道使用料で478万9,900円になります。

次に、一般会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の110、111ページをお開きください。

(1) 土地及び建物について、決算年度中の増減はございませんでした。

1枚めくっていただいて、112ページの(2)出資による権利では、決算年度中の増減は

ございませんでした。

(3) 物品については、普通自動車1台の減となっております。

(4) 債権については、水洗便所改造資金貸付金において決算年度中の増減高がございませんでしたので、年度末現在高はゼロとなっております。

(5) 基金では、財政調整基金で預金利子による積み立てを行い、年度中増減高は127万3,863円の増額となっております。公債償還基金は、預金利子として69万5,664円、並びに過疎対策事業債への返済費用に充てるため3,714万円を積み立て、決算年度中増減高は3,783万5,664円の増額となっております。消防基金は、預金利子による積み立てを行い、年度中増減高は6,803円の増額となっております。公共施設等整備基金では、預金利子として18万1,716円、また、今後の中長期的な財源活用として一般廃棄物処理事業分で山辺・県北西部広域ごみ処理場建設負担金の財源として3,000万円及び公共施設及びインフラ整備分として789万5,000円、並びに社会福祉施設あざさ苑における施設等の整備事業分として100万円、さらに、平成28年度執行残分である山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金として85万199円の積み立てを行う一方、庁舎耐震及び大規模改修事業の財源に充てるため1,300万円を取り崩し、年度中増減高は2,692万6,915円の増額となっております。公共下水道事業基金では、預金利子による積み立てを行い、年度中増減高は3万2,002円の増額となっております。地域振興基金では、預金利子による積み立てを行い、年度中増減高は8,763円の増額となっております。小学校施設整備基金は、預金利子として3万724円、並びに平成27年度三宅小学校に導入した再生可能エネルギーによって発電された平成29年度に係る余剰電力料金収益として1万1,206円を積み立て、年度中増減高は4万1,930円の増額となっております。ふるさと納税基金では、預金利子として1,801円、並びに平成29年度分における寄附額から経費を除いたふるさと納税額1,601万8,662円を積み立てる一方、三宅町の魅力をはぐくむ各種事業に充てるため276万1,867円を取り崩し、年度中増減高は1,325万8,596円の増額となっております。

また、国民健康保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の135ページをお開きください。

(1) 国民健康保険財政調整基金は、預金利子による積み立てを行い、年度中増減高は25万8,019円の増額となっております。

最後に、介護保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の175ページをお開きください。

(1) 介護給付費準備基金は、預金利子として2,399円、並びに平成28年度介護保険特別会計決算に伴う決算剰余金2,700万円を積み立て、年度中増減高は2,700万2,399円の増額となっております。

以上が平成30年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算概要であります。詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして説明資料等によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。

○議長（衣川喜憲君） ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、9日月曜日、午前10時より行いますので、よろしく願いいたします。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第27、同意第4号 三宅町教育委員会教育長の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第4号 三宅町教育委員会教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会のご同意をお願いするものでございます。

氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字石見613番地の1。

氏名 澤井俊一。

生年月日 昭和29年2月20日生まれ。

再任でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、澤井教育長の退場を求めます。

(澤井俊一教育長 退場)

○議長（衣川喜憲君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求めの件を採決いたします。

本件に同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

澤井教育長、入場願います。

(澤井俊一教育長 入場)

---

◎教育委員会教育長再任の挨拶

○議長（衣川喜憲君） ただいま、本会議におきまして教育委員会教育長に任命同意されました澤井教育長より挨拶を受けることにいたします。演壇のほうへどうぞ。

○教育長（澤井俊一君） ただいま、教育長再任ご同意いただきました澤井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

再任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

これからは物と物がインターネットでつながる I o T の時代、第 4 次産業革命とまで言われております。

そんな中で、教育の世界も、これからの 100 年は A I の進化もあり、全く新しい教育が展開される 100 年になるだろう。このように言われています。

そんな中で、教育長として三宅町の教育にかかわらせていただくわけですから、私自身しっかりと勉強して三宅町の学校教育、社会教育に少しでも貢献できるよう誠心誠意努めてまいります、このように思っております。

とはいえ、未熟者であります。皆様のご指導とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。再任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございます。

---

◎同意第 5 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第 28、同意第 5 号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第 5 号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9 月 30 日に委員 1 名の任期が満了となることから、委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会のご同意をお願いするものでございます。

氏名の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字屏風77番地の4。

氏名 武村民江。

生年月日 昭和50年1月31日。

再任でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

---

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第29、同意第6号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第6号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、委員1名の辞職に伴い、新たに委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会のご同意をお願いするものでございます。

氏名の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字石見3番地の1。

氏名 巽公良。

生年月日 昭和28年12月13日。

ご同意のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

ここで、異教育委員に入場を願います。

（異 公良教育委員会委員 入場）

---

#### ◎教育委員会委員の挨拶

○議長（衣川喜憲君） ただいま、本会議におきまして新たに教育委員会委員に任命同意されました異委員よりご挨拶を受けることにいたします。演壇のほうへどうぞ。

○教育委員会委員（異 公良君） 失礼いたします。三宅町議会の皆様方、おはようございます。私、異公良と申す者でございます。

三宅町の石見が家内の出身地ということでご縁を持ちまして、そこに住まいを構えさせていただきまして15年になります。また、40年近く奈良県内の公立高校で国語科の教師としてお世話になっておりました。退職してすぐに、まだまだ働きたく思っておったんですけども、たまたま体調を崩してしまいまして、早々しい年金生活を送ることを余儀なくされてしまいました。幸い体調も復活して、その折にこの教育委員のお話をいただきまして、大変うれしく思っております。ただ、私自身、小学校、中学校の現場経験がございませんので、私のようなもので務まるかどうか甚だ不安な面もございますけれども、とにかく、与えられました1年の任期を精いっぱい努力いたす覚悟でございます。何とぞご指導、ご鞭撻のほどお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、私の最初の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） ごくろうさまでした。ご退場願います。

（異 公良教育委員会委員 退場）

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第30、発議第3号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、提出者の森内議員より提案理由の説明を求めます。  
森内議員。

○6番（森内哲也君） そうしましたら、説明をさせていただきます。

再審制度の改正を求める内容です。

本来、前回の本会議でほかの議員さんよりも提出予定だったんですけども、内容が難しいということで議運の中でありまして、前回から今回までに勉強、講師を呼んでいただいて勉強会をしたという背景があります。その中で、私のほうから提案させていただきます。

まず、意見書の内容なんですけれども、再審査を行う条件が法律の中には書かれているんですけど、その解釈を巡って裁判官であったり検察の判断で左右されるという現状があり、それをもう少し厳格化しよう、人によって左右されるようなことをなくそうという内容が1つ。それと、検察で集めた証拠の中に明らかにちょっとこの人を犯人とするには無理があるんじゃないかという証拠があるんですが、それが全面開示になっていないので、検察の手持ちの証拠を全面開示にしてくださいという内容が1つ。そうして、もう一つが、再審の開始の決定が決まったにもかかわらず、検察側からの不服申し立てがあれば再審の開始ができない、そういうような内容もあるので、それはもうやめましょう、もし検察のほうで不服があるのであれば、実際に再審開始して、その中で、いや、やっぱりこの人罪がありますよねということをやればいいんじゃないか。そういう内容の3点になっています。

勉強会のほうでも、現在においても、どうもこの人が罪を犯したということで罰せられるには証拠が不十分じゃないのかなというような案件が幾つかあるということも学びました。

また、質問の中にも、明らかにこの罪を着せてやろうというような感じで行われている操作があるんじゃないですかというような質問もあったんですが、それは講師の方から、いや、そういう悪いことを考えているんじゃないかと、警察や検察はやはり罪があるんじゃないか、そういう人は罰を受けるべきだという、悪意がなくやっているのにこういうことになるということで、疑わしきは罰せずという司法の理念が余り現実に実現していないというような現実があり、それに近づけるための一つの方法として再審制度の改正を求める、そういった内容

になるものになります。

議員の皆さんには、ぜひご賛成いただけたらと思いますので、ご判断よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第30、発議第3号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書についてを採択します。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（衣川喜憲君） 本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月9日の月曜日、午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦勞さまでした。

（午前11時04分）

令和元年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和元年9月9日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
住民福祉部長	岸 部 聖 司	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也	モニター室係	山 内 亮

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員 渡 辺 哲 久                      6 番 議 員 森 内 哲 也

令和元年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和元年9月 9日 月曜日  
午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第31号から議案第46号までの16議案に対する各委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

---

◎開議の宣告

○議長（衣川喜憲君） 皆さん、おはようございます。

令和元年三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定数に達しております。

よって、定例会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、認定第1号 平成30年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 平成30年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6議案は、さきに設置しました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの私を除く全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議案第31号から議案第46号の各委員会付託について

○議長（衣川喜憲君） 日程第2、議案第31号 令和元年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、議案第46号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの16件は、各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第31号 令和元年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより議案第46号 三宅町過疎地域自立促進計画の

変更についてまでの議案16件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

---

◎一般質問

- 議長（衣川喜憲君） 次に、日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。  
今定例会に通告されました議員の発言を許します。
- 

◇ 松 田 晴 光 君

- 議長（衣川喜憲君） 8番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

8番議員、松田晴光君。

- 8番（松田晴光君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

三宅町公共交通タクシー補助券について。

平成29年3月議会と平成30年3月議会にこの件について一般質問を行いました。三度質問をいたします。

平成29年3月の質問では、通常距離の2倍から3倍走れる新券発行の検討はできないかと聞きました。回答は、基本料金を超える分は自己負担とのことでした。また、平成30年3月の質問では配付パターンを2つにして利用者を選んでいただくようにと質問いたしました。補助券の対象は、町内の各公共施設や交通機関等の交通結節点までを基準とする回答でした。その一方で、高齢者の交通弱者に対して重要な課題であると認識していると言われました。認識しているのであれば、どのような対策をされたのでしょうか、お聞きします。

また、昨年の町づくりトークでは、町の公共交通のあり方を見直しますとはっきりと断られておられます。どのように見直されたのか、お聞きします。

以上です。

- 議長（衣川喜憲君） 森田町長。

- 町長（森田浩司君） 8番、松田議員のご質問に回答させていただきます。

まず、1点目の高齢者の交通弱者に対して重要な課題であると認識しているのであれば、どのような対策をされたのかにつきましては、現状、三宅町地域公共交通タクシー補助事業の諸要件に該当する対象者が高齢者及び母子手帳の交付を受けた妊婦のみとなっていることから、事業の対象者範囲の見直しを検討しています。

次に、2点目の町の公共交通のあり方を見直しにつきましては、平成30年度の受け付け時

にアンケート実施し、利用者の方々から意見を集約させていただいております。アンケートの結果については、約78%の方が現在の制度内容に満足とご回答いただいております。制度的には多くの方々にご支持いただいているものと感じております。しかし、本制度の当初からの事業費は年々約100万円ずつ増加しており、平成30年度の決算では700万円越えとなりました。このままでは、過疎債という有利な起債が利用できなくなる令和3年度からは町の単独費用での運用を余儀なくされることとなり、たちまち事業規模の縮小等を含めた見直しの検討をしなければなりません。昨年度の町づくりトークでも発言させていただいたとおり、財源が厳しい中、増額する事業費について事業内容の検討を行う上で、一部補助の金額についても、利用者負担の原則を含め地域公共交通事業の継続のための再検討を進めていかなければなりません。

三宅町といたしましても、急な見直しによる利用者皆様の混乱を避けるべく、早い段階で対応を行う必要があると考えています。昨年度に引き続き、アンケートの実施を行っています。今年度に受け付けしたアンケートでは、「1枚の補助金額を引き下げても申請をされるか、されないか」の問いには、約75%の方が申請すると回答いただきました。また、「補助券の枚数が減っても申請されるか、されないか」については、約81%の方が申請すると回答いただきました。財政負担が増加する中で、住民の皆様にも事業継続に向けご協力いただける意見を確認させていただけたと考えております。

さらに、アンケート意見からは、「健康に生活できることが一番で、なるべくなら利用せずに歩くが、本当に困ったときに役に立つ制度に感謝している。」「48枚でも、この制度のおかげで年間を通せば非常に助かっています」などのご意見をいただいております。一方で、「バスがあればよい」「タクシー会社をすぐに利用できない」「タクシー券1枚がワンメーターではなく、1枚を500円として枚数をふやしてほしい」などの意見もありました。

今後につきましては、議員の皆様からもご支持をいただいている制度を継続していくため、利用者負担の原則をご理解いただき、多くの住民の方に公平なサービスの提供を行えるよう、アンケートでいただいたご意見も参考にし、三宅町地域公共交通タクシー補助事業の補助対象者範囲及び補助券の枚数並びに補助の対象額、さらに利用者負担等も含めた見直しの検討を行い、過疎債が利用できなくなる令和3年度からの実施を考えておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 再質問はございませんか。

松田議員。

○8番（松田晴光君） それでは、平成29年と同じく、平成30年の各補助券の申請者は何名でしたか。

○議長（衣川喜憲君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） みやけイノベーション推進部の宮内です。  
ただいまの質問に対して回答させていただきます。

平成29年度の申請者につきましては572名、平成30年度につきましては625名でございます。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） そうすれば、平成30年の申請者の中から高齢者、いわゆる65歳以上はどのぐらい占めておられましたか。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 平成30年度、625名の申請者がおられるんですが、この中で高齢者の方と、あと対象者の方は妊婦さんの方ということになるんですけども、基本的には、今数字のほうは持っていないんですが、出生率の関係からいけば年間約四十何名ぐらいの出生率が現在三宅町ありますので、一応、その辺の関係で言ったらもう1割あるかないかというところら辺、申請のほう上がってきているのはということにはなると考えております。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 各部署へ帰ればその資料はあるんですか。

○議長（衣川喜憲君） ちょっと待ってくださいね。

松田議員、ちょっと委員会みたいな数字の話になってきていますので、もっと大きな観点からの話にしてもらわないと、ここ委員会と違いますので、数字何名というのは委員会でやっていただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○8番（松田晴光君） 議員が質問することに対して、議長がそうして阻止することはできるんですか。

○議長（衣川喜憲君） できないことも……

○8番（松田晴光君） そういう質問はこの議場でしたらだめなんですか。

○議長（衣川喜憲君） だめとは言いませんけれども、細かい数字の問題になりますので、どういう方向になるかというのは、大きな観点からの質問につなげていってほしいんです。

○8番（松田晴光君） 議員が質問することに対して、議長はもっと質問しやすい方法で率先してくれるのが議長の役割違うんですか。

- 議長（衣川喜憲君） 理解してほしいんですけども、委員会では細かい数字を聞いていただいたらいいんですけども、本会議ですので、もっと大きな観点からの質問にしてほしいんです。
- 8番（松田晴光君） そうすれば、ここにも書かれておりましたように、申請者の上限枚数48枚と言われておりますが、48枚が多いのか少ないのか、それとも妥当と行政は考えておられますか。
- 議長（衣川喜憲君） 宮内部長。
- みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 一応、このタクシー事業の補助事業として要綱のほうにも定めておりますが、予算の関係、補助金の関係いろいろ含めまして48枚が一応当初妥当な数字として掲載しております。
- 8番（松田晴光君） わかりました。
- 議長（衣川喜憲君） 松田議員。
- 8番（松田晴光君） それでは、数字のほうはちょっと言いにくいので、交通弱者のためのタクシー補助券、利用者が助かると言ってもらえる補助券にさせていただくことは町民のためであり、また行政の仕事でもあると思います。町民のことを第一に考え、よりよい補助券ライフにできますようお願いし、これで私の一般質問を終わります。
- 議長（衣川喜憲君） 松田晴光君の一般質問を終わります。

---

◇ 辰 巳 光 則 君

- 議長（衣川喜憲君） 次に、7番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。
- 7番議員、辰巳光則君。
- 7番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきたいと思えます。
- 私からは、グローブ100周年事業についてと今後の地場産業を生かしていく施策についてをご質問いたします。
- 6月議会の際、グローブ100周年事業について一般質問させていただき、ご回答いただきましたが、今後、より一層の地場産業の活性化、地域の活性化及び郷土への愛を寄与することを方針（目標）のような回答自体が漠然としていて、細かな内容までわかりにくかったように思います。時間の都合上、再質問の時間がなかったので、再度ご質問いたします。
- 2年後に迫ったグローブ100周年事業、昨年も予算計上されていましたが、ほとんど手つ

かずだったように思います。今年度も予算計上されていますが、進捗状況などはいかがなものでしょうか。まち全体として地場産業を守る、発展させる、しいてはこの産業を一大コンテンツとして町を内外にPRすることだと思いますが、町に確固たるビジョンがなく、コンサルタント丸投げの事業ではいけないと感じています。この事業を通じての町長の将来的ビジョンをお聞かせください。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 7番、辰巳議員のご質問に回答させていただきます。

まず、初めに、進捗状況などいかがなものでしょうかとのお尋ねでございますが、野球グローブ生産100周年事業プロモーション戦略の作成を含め、実行委員会を効率的かつ効果的に支援できる事業者の公募を行い、8月5日に開催しました野球グローブ生産100周年記念事業支援業務契約候補者選定プレゼンテーション審査会においてプロポーザルによる選定を行った結果、奈良テレビ放送株式会社を契約候補者として選定し、8月9日に契約を締結したところでございます。

なお、9月5日に野球グローブ生産100周年事業実行委員会を開催し、どのように事業を効果的に展開するかについて協議を行ったところでございます。

次に、この事業を通じて町長の将来的ビジョンをお聞かせくださいとのお尋ねでございますが、グローブ100周年事業が終了した後においても、事業の基本方針3本の柱である地域の活性化、地場産業の活性化、郷土への愛や戦略を引き継ぎながら、三宅町総合計画に基づいた施策の重点取り組みとして地場産業の活性化を推進し、雇用の創出、新たな地域産業の創出を図るため、関係団体と連携、支援を行い、ふるさと納税制度も活用し産業振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げ、辰巳議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） それでは、再質問を許します。

辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） ご回答ありがとうございます。

今、回答あった中で、僕の質問の本文でもあったんですけども、事業の基本方針3本柱である地域の活性化、地場産業の活性化、郷土への愛やということがあるんですけども、地場産業の活性化を推進し、雇用の創出、新たな地域産業の創出を図るため関係団体と連携、支援を行い、ふるさと納税制度も活用し産業振興を図ってまいりたいと考えますということなんですけれども、だから具体的にどんなことを考えているんですかということをちょっと

ここでお聞きしたかったんですけども、ちょっとこれでも内容的にはかなり漠然としていて、じゃ具体的に何するのというのが全くちょっとわからないんで、ちょっとそこらあたりで、将来的には三宅のグローブ産業、最終的にはどうなっていってほしいとか、今抱えている問題点とか、その辺を把握されているのであればちょっとご回答願いたい。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 9月5日に実行委員会させていただきました、その中で問題に上がったのが、現状の把握ができていないということがありますので、今から現状の把握をさせていただき、それに基づき今後の戦略を練っていくということと、あと、ロゴ、キャッチフレーズ等を今後奈良放送さんとともに考えていこうということで会議は終了いたしました。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） そもそも問題点とかを全然把握されていないのかなというのが率直な意見なんですけれども、ふるさと納税も一番最盛期で3,100万ぐらいの予算つけていたのが、いろんな要因、法務省のルールも改正されたとかでちょっと落ちていると。

そもそも、野球界全体で今抱えている問題というのが野球人口自体の減少であります。2010年度には約160万人いた野球人口が、2018年、わずか8年間で127万人にまで減少しています。約33万人。野球人口が減るということは野球をする子が減るんですからグローブが売れなくなる、グローブをはめる子が少なくなる。もちろん、野球だけに言えることではないんですが、何とか野球人口を拡大していくのが地場産業を守る意味では一番の施策かなと思うんですが、野球人口を拡大していくに当たって三宅町として何か取り組んでいかなあかんこととか、今後こうしていかなあかんというような施策はお持ちでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど回答させていただいたとおり、その辺の選択も含めて今後考えていきたいと思っていますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） わかりました。じゃ、これから何を聞いても多分そのような回答になっていくと思いますので、私のほうから、ご提案ではないんですけども、こういうことされたらいいんじゃないかということをやちょっとここで述べさせてもらいたいと思うんですが、野球人口は減っていると言えども、女子野球の人口はふえていっています。ですから、これ

からは女子野球を取り込むような施策、例えばですが、三宅小学校全校、女子児童も含めて女子野球教室して、女の子にもどんどん野球していってもらおうであるとか、幼稚園、三宅幼稚園で、今Tボールというのがありまして、柔らかいボールで、ポールを立てて、バット振って、三角ベースみたいな形でやると。今、野球界としては、とにかく野球人口をふやすためにさまざまな取り組みをしていっています。ですので、軟野連であるとか野球連盟とかとも協議してもらって、とにかく野球人口、三宅が一番に野球人口をふやしていくんだというような取り組みを先頭切ってやってもらって、野球人口が減らないことでますますの野球グローブ産業発展になると、つながりがあると思いますので、その辺よろしく願いしておきます。

あと、これにちょっと付随した話というか、ちょっと僕も見えてまして、理由はわからないんですけども、三宅の県民グラウンド、非常に中学の大会が使用されています。なぜ近隣、川西、田原本、広陵町ある中、これだけ三宅の県民グラウンドは使用頻度がいいんだろうか。理由はちょっと詳しくはわからないんですが、すごく利用されている。三宅町の人間にとっては非常にいいことで、それだけ、1個大会があつて何試合もあれば何百人という父兄を含めて来てくれはるんで、何とかその辺で町のグローブPRをできないかなと思います。

ちょっと一つ気になっているのが、町長も野球されていたんでよくご存じだと思うんですけども、非常に、劣悪とまでは言わないですけども、三宅の県民グラウンドがもう下がかちかちで、白土で、夏場になってきて3試合目、4試合目とかになると、とてもじゃないけれども選手がけがするんじゃないかということで、何とか、お金はかかると思うんですが、野球の町、グローブ産業の町ということで、もうちょっと県民グラウンド、今さらスタンドつくれとかナイターつくれと言うたら莫大なお金がかかってしまうんで、ちょっとその辺は非現実的なんですけれども、グラウンド、内野部分だけでも黒土整備してもらって、こんな大きいホースで水も散布してやっていけば、もっとますます頻度も上がって行って、もっとますます頻度も上がって行って、俺、あのグラウンドで野球した。そのとき、何か三宅町でグローブ産業あるから、次グローブ買うときは三宅のグローブ買おうかなとか、そういうPRにもつながっていくんで、その辺のグラウンドの整備等も今後、三宅のグローブ産業を育てるという意味でやっていってもらえたらなと思います。

それと、もう一点、スポ少とかでやっているその親御さんとかの話の聞くと、何で野球やらへんの、何でほかのスポーツっているいろいろ、ちょっとアンケートじゃないですけどもいろいろ聞いて歩くことがあるんですけども、なかなかやっぱり野球とかになると親

の負担が大変や、送迎であるとか昼食であるとか、結構大変やということで、よく利用者の方、親御さんからお話を聞くのは、何か、辰巳さん、町ってバスとかないんですかということでよく聞きます。やっぱりバスとかあれば、例えば親が車何台も何台も持ち回りでやるより、1台で行けるんで親の負担が相当軽減されますよということで。ただ、僕らも、わかりました。じゃ、バス1回言うてみますというのは、なかなか財源的にも非常に厳しいのはよく理解した上で今言っているんですけれども、例えば宝くじとかの助成金とかを利用した、マイクロバスとは言わんでもワンボックスカーみたいな、特に、カラスポさんは2台、BIGと宝くじのやつをお持ちなんですけれども、何かその辺の有利な補助金で、もちろんそれは野球だけと違って、例えば陸上でも今100名ぐらいの生徒さん抱えておられますんで、そんなにも利用につながると思いますんで、ちょっとその辺もいい案を練ってもらえたらなと思います。

あと、グローブの生産なんですけれども、今ちょっと僕が危惧しているのは、結構、三宅町上但馬で修業されて、地元に戻って起業されるという方が結構いてまして、昔はグローブの80%が国内生産、三宅町上但馬でやっていたのが、だんだんそのシェアも減ってきていると。何とか取り組めないかなということでちょっといろいろ考えているんですけれども、その辺のことは行政としては、起業家をふやすというような感じで何か知恵はお持ちでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 再度の答えになるんですけれども、その辺のことも戦略として今後考えていきたいと思っておりますんで、ご理解願いたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 何か僕ばかりしゃべっているんで、もうそろそろ終わりにしたいなと思うんですが、あと2点だけ。

今のグローブ生産者の育成ということなんですけど、例えばですけども、町が特別な補助金というか、ほかの業種にもあるんでちょっと検討はしてもらいたいなと思いますが、例えばみやけイノベーション推進部がこの前島根県まで研修に行っていましたけれども、その近くにある邑南町というのが町を上げてレストラン誘致するというので、特別補助金出してレストランを1軒町営でつくって、そこで人を雇って、その人を雇ったときには補助金出すと、その補助金出すけれどもいろんな縛りをつくっていて、もし独立するときはその邑南町でレストランを開業してくれということで、それはレストランのシェフだけじゃなし

に、野菜をつくる人とか、野菜つくった人には補助金出すけれども、将来的には邑南町で農家を始めてください。そのレストランは邑南町でつくった野菜を使ってくださいということで、非常に成功していきまして、人口も結構ふえていくと聞きます。

例えばですけども、もし三宅でグローブ修業したいと人がいたら補助金、幾らかは妥当かはちょっとここではわかりませんが、幾らかでも出してあげて、最終的にグローブ、独立するときは三宅町でしてください。上但馬で自社ブランドとしてしてくださいと。三宅のシェアを今以上減らさないように、ちょっとそういうのも工夫してもらって、今後検討していただければと思います。

それと、僕多分何年か前に行ったんですけども、徳島県の阿南市、僕も2度ほど研修というか勉強で行かせてもらいましたけれども、野球の町ということで、無理やりこじつけでやり始めた事業が今ではもう大産業になっていて、経済効果も年間3億円ぐらいということで、非常に有名で、今では中国、イラン、モンゴルとかとも交流があるみたいです。ですから、人のふんどしでということではないんですけども、そういうところとも連携とってもらって、姉妹都市協定でもいいですけども、ちょっと言葉悪いですけども、使えるものは何でも使ってもらって、今後ますます三宅のグローブ産業を盛り上げていってもらえたらと思います。官民一体となって野球人口、地場産業の活性化をしてもらえるようにいろいろ知恵を出して、ときには僕らにも意見を聞いてきてもらって、何とか地場産業を盛り上げていってもらえたらなと思います。これで一般質問を終わっておきます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳光則君の一般質問を終わります。

---

◇ 森内哲也君

○議長（衣川喜憲君） 次に、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 議長からお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

再質問は自席にて行わせていただけたらと思います。

一般質問の通告書で、ちょっとだらだらしているかなと思ったので、はしょって、もうちょっとわかりやすくした感じで読ませていただきます。

理事者と議会の関係についてという形で質問項目つくりました。

2019年7月12日の午後から開催されました総務建設常任委員会において、担当課から複合施設の基本設計の作成過程についての説明を受けました。説明を受けて、その後すぐに議員

間で話し合いをし、理事者側に今後進めるに当たってこういうことを考えてほしいというような話し合いも行われました。その内容は、この本会議の初日に行った委員長報告のとおりになっております。

7月12日の総務建設常任委員会を開催するに当たって、理事者側から議会さんの求める質問、どういふことを説明してほしいですかという申し出がありましたので、事前に提出させていただいていました。事前に説明してほしい内容を提出していたんですけども、回答、まずいただいた回答がその質問に対する回答というような形ではなくて、その場にいた、最初に受けた印象というのが、大変申しわけないんですが、全く対話になっていない、そんなふうに感じました。

今回予定されている複合施設は、将来の三宅町のあり方に大きく影響するもので、ベストなものにしたい、そういう気持ちは理事者側も我々議会、議員も同じだと私は信じています。

そこで質問なんですけれども、理事者側が議会と対話する、向き合うことで、何か議会から当然、いやいやそう違うでしょみたいな意見が出てくるんで、理事者側がこうしたいと思っていることとずれていったりするような懸念があるのかなというようなことが、どのような内容が懸念されるのかということをもまず聞きたい。

2点目が、理事者側が十分に説明したと思われていたとしても、我々さまざまな住民さんの意見に議員として、議会としてさらされます。やはり、いやいや、どこまで行っても反対というような住民さんもやはりおられます。そうすると、議会としての判断は、いえいえ、三宅としてはこうなるものです。議会として、いやいや行政が勝手にやりよってんというのは、僕はちょっと議会、議員としてはだめな回答だと思っているので、胸を張って、やはり三宅のためになると僕らは話し合って決めましたと言いたいんです。そういう住民さんにも、そのためには、現場内、理事者側職員さんの間での合意形成の過程、どういふ話し合いをしてきたのか、知りたいことというのはいっぱいあります。理事者側のほうにも当然説明責任はあると思いますけれども、我々のほうも説明責任があって、実行部隊、理事者側が持つ説明責任の重さとはどんなふうを考えているのかということです。ちょっと難しい変な質問かもしれませんが、町長の所見を伺えたらと思います。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 6番、森内議員のご質問に回答させていただきます。

森内議員のおっしゃるとおり、現在建設に向けて進めております複合施設は、これからの三宅町のにぎわいとふれあいの拠点づくり、まさに町づくりの基点となるものと考えており

ます。よりよい施設を目指して、プロジェクト会議や行政内の会議を重ね、素案づくりに力を注いでまいりました。もちろん、議会からのご提言も頂戴いたしました。

この複合施設は、私どもが素案づくりを担当いたしますが、私どもの思いや考えだけでつくり上げるものではございません。町民の皆様のご納得いただける施設であるべきということは言うまでもありません。その意味からも、議会から頂戴するご意見は真摯に受けとめ、検討させていただくことはあっても、決して懸念するものではないとこの機会にはっきりと申し上げておきたいと思っております。

次に、説明責任の重さについて、議会と理事者側の違いをどう考えるかのご質問ですが、さきにも申し上げましたように、町民の皆様のご意見を頂戴するプロジェクト会議やワークショップ、タウンミーティングや町づくりトーク、広報誌折り込み「複合施設」などに加え、行政内の各会議、または専門的な立場からのご意見、もちろん議会からのご意見も頂戴し、そうした多くのご意見を踏まえた上で合意形成に努めてまいりました。その過程で出された意見の一つ一つは別として、それぞれの合意形成がなされた結果についての理由や根拠を説明する責任は素案づくりを担当する私ども理事者側にあると考えております。

○議長（衣川喜憲君） 再質問はありますか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） そうしましたら、ちょっと、ありがとうございました。ご回答。

7月12日の常任委員会のところに戻りますけれども、我々議会もさまざまな権限があると考えています。ある議会对策として、あえて対話をしないと、質問内容に対してちょっと外していきましょよ、とりあえずはというような乗り切り方というんですか、意思統一というのは担当課とかとされたりして常任委員会に臨まれたというようなことはありますか。議会对策という意味で。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありません。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） すみません、ないということでお聞きしました。

7月12日の常任委員会なんですけれども、僕は、ちょっと例え話になるけれども、こんな感じだったというふうに感じています。質問する側「きょうは何曜日でしたっけ」というような質問に対して、相手は「きょうはいい天気ですね」というような回答を受けたように僕は感じました。多分僕だけじゃないと思っております。そういうふうな対話になっていないような

対話をすると、あれ、この人大丈夫かな、疲れているのかなとか、こっちの質問の仕方が悪かったのかな、何かどうやっていったら通じるんだろーというように不安とか不信しか生まないというように考えています。僕ら個人的に対話をしたわけじゃなくて、僕らは、委員会ではありましたけれども、議会として話し合いを持たせていただきたい。答えてくれはった担当課の方も、個人的な回答じゃなくて担当課として、あるいは町としての回答をしてくれはったというふうに考えていますので、ちょっとそういった対話をしていただくと、ええ、職員さん大丈夫かというのを乗り越えて、この担当課大丈夫かなとか、町長大丈夫かなみたいなふうにちょっと心配になります。議会のほうも、ちょっと職員さんに対してきつい言い回しをしたりしているのかな、何かそういう個人的な反省とか、ちょっとどんどん本当にいい複合施設にしていきたいというようにところからずれてくるような回答になってくる思いになってきます。

当初、申し入れ書もつくっていました。その中で、あのときの常任委員会の話し合いがあったので、これ、もう文書だけで議会の意見ですよとぽっと出したらいいかなと僕は思っていたんですけども、いや、あんな回答で通じているのか通じてへんのかわからへんかったら、やっぱり文書で回答もらわないとだめじゃないかなというふうにはちょっと議員の中でなってしまって、そういう申し入れ書を作成しました。ただし、ちょっと後々考えると、そういう文書で回答せえというのは、やはりより議会と理事者側の関係、ぎくしゃくするんじゃないかという判断が入って、そこは委員長の、ごめんなさい、議長の考えで、ちょっとこういう申し入れ書出すのはやめましょうということで、ある意味トップダウンなんですけれども、ちょっと申し入れ書ストップになったというような経緯があります。

議会としては、いろんな、さまざまな意見を持った人が集まっているので、僕はトップダウンというのは非常に避けてほしいし、避けるべきだと思っていますが、ただ、内容的に議会と理事者がぎくしゃくするからやめようということだったので、それはそうやと、今、日韓も何かぎくしゃくしていますけれども、あんなふうになったら最悪やと思っていますんで、もう出さないでおきたいんやけれどもという意見には、じゃ僕も委員長なので、出さないでおきましょうということで、この間の申し入れ書というか申し入れ、委員長報告ということになっています。

なので、今、町長のほうからも特に議会対策としてこういう回答しましょうね、とりあえず様子見ましょうねということも特になかったということなので、僕非常に担当課さん心配している。そんな心配要らんでということかもしれないんですけども、僕らの後ろにはや

っぱり町民さんがいる。職員さんの後ろにも。当然、三宅のことをいいと思ってやってくださっているんで、ちゃんとしたいという、もうそれだけなんですけれども、非常に、ちょっとまとめにかかりますが、地方公務員法にも信用失墜行為の禁止とあります。僕は、あのときの常任委員会で、職員さんにしても担当課にしても、僕らには、大丈夫かな、任せてもいいのかなというふうな感じになってしまったんで、そこはぜひ、よりよいものをつくりたいということでちゃんと対話しようよということが言いたいただけなんですけれども、申しわけないです。ちょっと質問になっていないかもしれませんが、何かご意見があったらお伺いしたいんです。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、森内議員から対話ができているんじゃないかというご指摘かなというふうには思うんですけれども、委員会等々の中では、こちらから決して時間なんで終わってくださいということはなく、委員の皆様方の質疑、疑義があるところを徹底的に質問していただいたり、質疑をいただきながら、その質疑一つ一つに丁寧にお答えはさせていただいているのかなというふうに思っています。また、過去これまでに特別委員会等、また委員会、そして勉強会等、ことあるごとに対話のチャンネルを開きながらご説明をさせていただき、意見を重ねてきて今現在に至っているというふうに、議員の皆様からの議決もいただきながら進めてまいっているというふうに認識をしております。

今後とも、おっしゃるように、対話のチャンネルは閉じることなく、丁寧に説明は重ねていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。町長の思いは非常によくわかるんで、僕、町長にどうのこうの言う、やっぱりそれぞれ本当の実行部隊ってそれぞれの職員さんかなとは思っていますんで、決して僕ら、僕らというか、中には議員なんか言うだけになりがちなんで答えるのめんどくせえとかと思うふうなこともあるとは思いますが、それぞれ三宅を背負ってとか、三宅のことがよくなってほしいという思いは同じなので、ぜひこれからも一緒に頑張っていけたらなというふうなことでちょっと締めさせていただけたらと思います。すみません。

○議長（衣川喜憲君） よろしいですか。

森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（衣川喜憲君） 次に、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をやらせていただきます。

私のほうからは2点。町内の道路維持補修政策についてと町道1号線拡幅事業についての質問を行います。

まず、最初に道路維持補充政策について。

これにつきましては、前の6月議会でも問いましたが、舗装された町道の総延長が、町道が54キロあります。平成25年から27年にかけての路面正常調査では、その中、補修必要箇所が15キロあったということが示されています。そして、これまで5年かけて、この15キロに対して5キロの修復を行ってきたということ。これからも、毎年幾らかの増減はあるものの、おおむね1年で1キロ程度の修復を行っていく。すなわち、あと10年かけて5年前の調査結果で修復が必要となった箇所の修復を行っていくとのことでした。

私は、54キロの総延長に対して年1キロの修復では、単純計算では54年でやっと一回りする計算となり、道路を維持できないのではないかと疑問を呈しましたが、行政からは、道路は使用の度合いによって30年もつところ、40年もつところとさまざま、一概に言えるものではない。工事の内容もさまざま、実施に当たっては、優先順位を考慮した上で行っているといった回答がありました。また、そのときの再質問により、この年間5,000万円の予算、およそ1キロを修復という道路補修予算は妥当な金額と考えているかと問うたところ、決して妥当な金額であるとは考えていない。しかし、他の事業等々のこともあるのでという回答をいただきました。

今回、これに引き続き質問します。

総延長54キロの道路は、それぞれに寿命、修復が必要になる期間が異なるとのことですが、大別して短寿命、中寿命、長寿命などとした場合、それぞれの寿命がいかほどで、それぞれの区間が何キロずつあると想定されているのでしょうか。

また、平成25年から27年の道路正常調査の前に道路正常調査が行われたのはいつで、そのときは補修必要箇所は何キロあり、そのうち、この前の平成25年から27年までの間に修復された区間は幾らあるのでしょうか。

また、次回、道路正常調査はいつ行うように計画されているのでしょうか。

あわせて、道路維持補修の優先順位について問います。

補修の優先順位は、交通量の多いところ、通学路に当たるところといった回答でしたが、住民の高齢化が進んでいく中、それに対応した道路補修というものも必要になってくるのではないのでしょうか。高齢化に対応した道路補修というのがあるのではないのでしょうか。例えば、歩行の際の小さなでこぼこを少なくするとか、歩行箇所の傾斜をできるだけ小さくするといった対応です。こういった配慮を道路維持補修計画に組み入れていく必要があると思いますが、見解をお示してください。

2番目、町道1号線三河交差点の先から三河橋までの拡幅工事について。

町道1号線三河交差点の先から三河橋までの拡幅工事について、設計のインプットとして該当箇所の交通量の調査はいつ行われて、その結果はどのようなものだったのでしょうか。その調査結果をもとに該当箇所の交通量の今後の見積もりが必要かと思いますが、交通量予測はどのように立てられているのでしょうか。

また、この区間は京奈和インター開通後も年々大型車の通行が増してきているように感じております。現行の道路及び三河橋が設計された時点の交通量を大幅に上回ってしまっているのではないかと危惧しますが、道路、橋の耐重量を超えた量の車両が通行しているということはないのでしょうか。その場合、行政としていかなる措置を考えておられますか。定量的な回答をお願いします。

再質問は自席でやらさせていただきます。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 4番、松本議員のご質問につきましては、実務的な回答になりますので、まちづくり推進部長が回答いたします。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 松本議員のご質問に回答いたします。

1の道路の寿命が異なるということで、大別して、短寿命、中寿命、長寿命とした場合、それぞれの寿命と区間が何キロあるかについてのご質問ですが、三宅町の町道に対して寿命区分は特に設定はしておりませんが、無理に当てはめるとすれば、1級町道、2級町道、その他道路となり、短寿命が1級町道で約8キロ、中寿命が2級町道、長寿命がその他道路で、2級道路とその他道路、合わせて46キロとなります。

それぞれの寿命については、舗装補修設計は交通量区分で舗装構成を考慮し、一般的に10年の設計でしており、10年目で1級町道の舗装は90%の健全、2級道路及びその他町道の舗

装は75%健全になるように設計しております。それぞれの寿命については、路面正常調査の結果で判断していくことになります。

次に、平成25年から27年の道路正常調査の前に道路正常調査が行われたのはいつというご質問ですが、平成25年6月に道路法が改正され、点検基準の法定化に基づき平成25年度より開始しておりますので、平成25年度より前は路面正常調査は行っておりません。そして、次の路面正常調査はいつ行うように計画されていますかについてのご質問ですが、令和2年度を予定しております。

2の道路維持補修の優先順位は、交通量の多いところ、通学路に当たるところのようでしたが、住民の高齢化が進んでいく中、それに対応した道路補修というものも必要になってくるのではないのでしょうか。例えば、歩行の際の小さな凹凸をなくすとか、歩行箇所の傾斜をできるだけ小さくするといった対応です。こういう配慮を道路維持補修計画に組み入れていく必要があると思いますが、見解をお示しくださいについての質問ですが、三宅町における高齢化は今後必ず進んできますので、道路改良工事の際にはでき得る限りのバリアフリー対応を行っていますが、舗装修繕工事のみでバリアフリー対応を行うは大変難しいと考えております。舗装修繕計画は、国土交通省の点検実施要領に基づき点検を行い、舗装修繕計画の策定を行っていく予定です。

続きまして、2件目の質問ですが、交通量調査はいつ行われ、その結果はどのようなものか。また、調査結果をもとに当該箇所の交通量の今後の見積もりが必要かと思いますが、交通量予想はどのように立てているかについてのご質問ですが、三河交差点付近の交通量は奈良県が平成27年9月に調査を行っており、三河交差点から東側の交通量は、交通量の多い時間帯、朝4時間、夕方4時間の計8時間当たり約3,437台でした。交通量予想については、道路構造令により1日4,000台から2万台未満の交通量で詳細設計を進めております。

なお、田原本町との道路計画の打ち合わせで、田原本町が平成29年4月に実施した三河橋付近の交通量調査は、12時間当たり3,349台という結果が出ており、交通量の変化は余りないものと考えております。

次に、京奈和インター開通後も年々大型車の通行が増してきているように感じております。現行の道路及び三河橋が設計された交通量を大幅に上回ってしまっているのではないかと危惧しますが、道路、橋の耐荷重を超えた量の車両が通行しているのではないのでしょうか。その場合、行政としていかなる措置を考えておられますかについての質問ですが、現行の三河橋の耐荷重は、工事を施工しました奈良県に確認したところ、仮設年次が古く設計書がない

ため、農林規格で14トンぐらいではないかとの回答で、正確なことはわからないとのことでした。現在、特殊車両については通行許可協議がありますので、三河橋の通行についてはお断りし、迂回していただいております。そして、町といたしましても大型車が増加していることは承知しておりますので、三河橋においては平成18年度より定期的な点検を実施し、直近では平成30年度に橋梁点検を実施し、異常のないことを確認しております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） それでは、再質問がありましたら。

松本議員。

○4番（松本 健君） ご回答ありがとうございます。

2件、ちょっと順番に行かせてもらいます。

まず、道路維持補修政策について。

この質問の意図は、本当に1回調査したら15キロだめなところがあるのに、年1キロ直して、それでいいんですかというのが質問のもともとの意図です。その際に、15キロといってもその中にはいろんなものがあるからこれでいいんだというような回答と、とはいえ、前回の回答で決してそれが妥当な金額であるとは考えていないというような回答がございましたので改めて今回質問している次第ですけれども、今回質問でわかったこととして、この平成25年以前には調査はされていなかったということで、もしも25年よりも前に調査されていて、そのときやっぱり15キロぐらい何かあったけれども、その後1キロずつ直して行って今に至っていて、変化ありませんよというのであれば、それはそれで説得力のある説明なのかなというふうに感じましたが、今回回答いただきましたところでは、平成25年から27年が最初であって、次は令和2年、だから多分7年とか8年の1回のスパンになるんですかねというところで、じゃ、平成25年から27年からその先、毎年1キロずつ修復している、修復することで本当に令和2年のときに調べたら全然直っていないじゃないか、逆にふえたじゃないかというようなことがないのかなあという危惧がございます。

細かなちょっと数字の質問もさせていただいたんですけれども、まず交通量の多いところ、1級町道と言われるものが54キロのうち8キロありますと。当初の質問に含めておりませんが、この8キロの中で、前回、平成25年から27年、ここは直さないといけないよと言われた15キロに該当するところというのは何キロほどあるんでしょうか。わかれば回答お願いします。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 申しわけございません。その数字、今現在持ち合わせておりません。また、窓口に来ていただければ調査させていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 要は、交通量の多いところが、多分その1級町道と言われているのはそれなりに交通量が多いと想定されていて、修復の機会が頻繁だろうというところだと思っている、大事なところというふうに思っているんですけども、その8キロが本当にどれぐらい傷んでいて、この7年ぐらいのスパンで直していけるのかというところを改めて伺わせていただきたいと思います。この場でまずちょっと感触をお知らせいただけませんか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 1級町道というのは、1号、2号、3号、4号までを言うんですけども、例えば1級町道の1号線に関しては都市計画決定がかかっておりまして、本来でしたらそこは最優先に工事をしたいところなんですけれども、県との工事の関係、要するに用地買収の進行ぐあいによって現在とめている箇所もございます。その件に関しましては、6月で答えさせていただいたとおりです。部分的なパッチングで処理をさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） これ以降も、もうこの年1キロの修復持続可能なのかどうなのかというのことは改めて問わせていただきたいと思います。

町長、前回見解聞きませんでしたけれども、これについてどのような、年1キロの修復でこの7年に1回ぐらいのスパンを回したときに、その予算で妥当なのかどうなのかということについてお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 1事業だけで判断できかねる質問かというふうに思います。総合的に、福祉分野もありますし、町全体の予算を見ながら、その年々にあった支出というところは考えていく必要があるかなというふうには考えております。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ほかの事業との優先度というのではなくて、ほかの事業との優先度を考えたら、おおむねこの予算は妥当なのかどうなのかという回答でもいただけませんか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） その年々で変化はもちろんあるとは思いますが。それによって事業の優先順位、全体も見ながらの優先順位でその年々の予算額というところは決定していきたいというふうに思っています。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ぜひ、公共施設の管理も含めて、多分インフラ整備、この後長期的な計画としてどれぐらいかけていく必要があるというのは見ていかれると思いますので、その際、道路の補修についてもよろしく願いいたします。

これは、今は道路の、道路というか車が通るようなところ、車が通るようなところに対して路面の調査というのを、表面を見ていってというところですがけれども、これに加えて、道路の維持といった場合には歩道、特に高齢化に従ってバリアフリーというような回答をいただきましたけれども、という部分についての再質問をさせていただきたいと思います。

回答いただきました内容の中に、補修修繕工事のみでバリアフリー対応を行うことは大変難しいと考えていますと。舗装修繕計画はいろいろ決まりごとがありますのでという話でしたけれども、じゃ、その舗装修繕計画以外にバリアフリー化を、対応を行っていかうとしたときに、何か違う事業でどういう予算をつけるとか、そういった計画はございますでしょうか。どちらでも結構です。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 町といたしましては、当然計画的に道路は改良していくべきものだと考えておりますけれども、用地の確保等困難がありまして歩道がつけられない場所等あります。現在、前の歩道というのはマインドアップ型という歩道をしておるんですけれども、それがバリアフリーになりますとセミフラット及びフラット、縁石の高さも以前の数値とはバリアフリー化では異なっております。当然、そういうのを今後とも考えていかなければならないとは思っておりますけれども、総合的にやはり各年度、現時点では1号線で補助金等を対応しておりますので、現状、それが終わってからの対応になると考えております。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 先ほど、一番最初に回答いただいた内容にちょっと戻るんですけれども、町道が54キロある中で8キロは町道1号線から4号線、太い道の8キロと。それ以外のところが中級、2級町道であったりその他町道という形で46キロありますという話ですがけれども、その中には団地、石見団地の中とか伴堂の団地の中とか、屏風の団地の中とか、あれ

は全部町道だと思うんですけれども、車の量というのはそんなにないかもしれないけれども、先ほどまちづくり推進部長さんがおっしゃったようにバリアフリー化で構造を変えていくというような必要性もあるんじゃないかと。そうしたときには、46キロもちろん全てじゃないと思いますけれども、これの何分の1かとかというのを計画的にやっていくというのは必要かなというふうに考えますけれども、そういったところの、年度年度の予算じゃなくて、長期的にこういうのを改修していくということに対する計画というのは今ございますでしょうか、これからどうされるつもりでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 根本的なちょっとお話になるんですけれども、道路改良工事というのは道路構造物及び舗装の改修になります。舗装修繕というのは舗装のみの修繕となり、要するに側溝出ているところの対応とかはやりません。今お話しになっているのは多分道路舗装補修事業の話だと思いますので、現状は舗装補修というのは計画書をもってしております。そして、道路改良としては、今言ったように1号線とかということで別事業のお話ということでちょっと考えていただければと思います。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 昨年度、各自治会とかにこの平成25年から27年の調査の結果を受けて各自治会とか生活道路に当たるようなところでこういうところが調査したらでこぼこ、傷んでいるから、どういう優先順位で直していきましようかというような打診をいただいたことがあったと思います。今申し上げたのは、そういうやっぱり車が頻繁に通るようなところで、多分今度令和2年度にまた調査されると思いますけれども、それはやっぱり道路の傷みぐあい、車の通りにくさぐあいが出てきた尺度だと思うんです。それ以外に、それ以外にどうかそれに加えて、こういう歩道、バリアフリーみたいなものを考えた観点での道路補修という言葉を言っちゃいけないかもしれないけれども、道路の整備の計画というのは別途、別途なのか違う観点で、両方の観点からの対応が必要かなと思うんですけれども、前回の調査では、この平成25年から27年の調査の中の一環として交通量の少ないところも調査対象になっていたところに今何かちょっと違和感があって、そういうのは二面的に両方考えてやる必要があるんじゃないかなというふうに思っていますが、今後そういう方向で進めていただけるのかな、どうなんですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 6月でも回答させていただいたとおり、町は今まで交

通量の多いところ及び通学路を優先して舗装の補修をさせていただいたという経緯がございます。ただし、地元さんからの要望もたくさんあるということなので、3つ目の観点として大字さんからの要望もお聞きしよう。ただし、これに関してはNC Iの低いところ、たとえばちょっと出されてもNC Iの数値が達していないところはちょっとやっぱり補助にのせるのが大変なので、当然NC Iの低いところから順番にさせていただくということで今計画書のほうを作成し直しているところでございます。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、部長がおっしゃった、回答したとおりですけれども、町としてもしっかりと補助金を獲得しながら、より有利な財政運営も視野に入れながら事業を行っていきたいというのは基本方針でございます。また、あわせて、歩道であったりというところは安全対策事業ということでおとしからちょっとさせていただいたんですけれども、小学校の横の歩道の改修等々も別事業としてさせていただいていますので、そういったところの危険性が高いところにつきましてはさまざまな会議等々通じて解消していかなければいけない箇所というところは別の事業で取り組んでいっているというのが今の現状でございます。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ぜひとも、補助金とれる、とれないというのももちろんあると、それは理解しているつもりですけれども、両方の観点から歩道についてもいろいろ見ていただけるようよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問の再質問にいきたいと思います。

奈良県が27年に調査していますと、交通量です。田原本町が29年に調査していますというところですが、この3,437台、8時間であったり、12時間、3,349台というのは全体の車両の数だと思うんですけれども、大型車の比率、大型車はどれぐらいの数字になっているか、回答願います。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） これは、田原本町さんの報告書を見ての話なんで私も確認したわけではございませんけれども、そのときの報告書をちょっと読ませていただきましたら、12時間で観測時間内において通常14%から15%の大型車混入率があると報告書は書かれております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） そうですね。10%以上はきっとあるでしょうね。

この道路構造令により交通量を予測して詳細設計進めておられるということになっておりますけれども、やっぱり道路の寿命、どれぐらい持つかといったときには、大型車の比率、大型車がどれぐらい1日通るのかというのがすごく大きな基準、基準というか判断基準になるというふうに伺ったことがあります。

先ほど、じゃ今度新しく拡幅した場合には、交通量予測については道路構造令により1日4,000台から2万台未満の交通量で詳細設計を進めていますというところですが、この場合、4,000台から2万台というのはかなり大きな開きになると思いますが、2万台を想定してつくっておられるということによろしいんですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 道路構造令は、あくまでも4,000台から2万台の中に入るであろうという予想なんで、決して2万台ということではございません。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員、まとめに入ってください。

○4番（松本 健君） そういう法令で2万台未満はこれというふうに決まっているのであれば、2万台来てもそれなりに大丈夫だよというふうに今理解しますが、そのときの大型車の比率が14%から15%、10%強ぐらいであろうということなんだろうと思います。

なぜ気にしているかという、今、先ほどの道路の傷みぐあいなんかを見てみたときにも、やっぱり大きい車が通っているところというのが本当に10年で、先ほどおっしゃった90%は10年で健全とかという値になっているのかどうか非常に疑問を感じております。ぜひ、台数に見合った設計をしていただきたいというのが1点。

もう一点あるんですけれども、三河橋に対しては設計が古いのでよくわかりませんという話がありましたけれども、町道1号線、現状の拡幅前の1号線についてはどれほどの交通量を予想してつくられたものなのか、どういう設計になっているのか。あそこの舗装を埋め直すときにはどういう構造を想定して埋め直しされているのかを教えてください。それは、多分町の管理やからできると思うんです。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） まず、交通量なんですけれども、橋の架設年度がわからないと申しあげましたけれども、交通量も県に確認したところわからないという回答で、あくまでも県さんの施工でうちが引き渡しを受けたということなので、当時は交通量予想ま

でやっているかもちょっと微妙なところがございます。

それで、どのような補修をしているか申しますと、現状では穴のあいたところのパッチング及びオーバーレイで対応しております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君）　まとめで。

○4番（松本 健君）　なかなか細かいこといろいろお聞きして申しわけないと言えば申しわけないんですけども、もちろん将来をどういうふうに想定してやられていますかというのに対して、そんな明確な想定というのはないのかもしれないですけども、例えば、橋に関しても、現状はどういう想定なのかわからないから毎年、毎年というか頻繁に調査して異状ないことを確認していますと、そういう手段でしかないのかもしれない。町道に関しても、傷んだところから直していっていますというのでしょうかがないのかもしれないですけども、できる限り、それは管理の責任として、あっているあっていないは別にせよ、これからどういうふうやっていくんだという将来的な見通しを含めて、それがあっているあっていないを誰も責めるわけじゃないから、見通しを含めて計画的に進めていっていただきたいというのが私のお願いになります。

以上です。

○議長（衣川喜憲君）　松本 健君の一般質問を終わります。

---

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（衣川喜憲君）　次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君）　議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

6月議会の一般質問で国民健康保険について質問いたしました。答弁で、財政負担についてですが、50%の国庫負担について維持されておりますという答弁でありました。

三宅町の国保会計を調べてみますと、平成13年度国保会計に占める国庫支出金の構成割合は37.91%であり、平成29年度の構成割合は26.03%となっております。50%が維持されているというのは調べてからの答弁でしょうか。町長の所見を伺います。

令和6年度に国保税率を奈良県は全県を統一することになっていますが、一昨年12月の答弁では今後2万数千円の保険料の値上げをするということになると示されており、2年ごとに値上げするとの方針であります。調整基金について、平成29年度、1億250万円であ

り、30年度の取り崩しが1,005万8,000円、31年度が1,001万7,000円という答弁で、基金の残高は9,000万円程度という答弁でありました。今後、基金を取り崩さなかったら、来年度は幾ら値上げになり、今後の計画についても町長の所見を伺います。

次に、三宅町地域防災計画についてですが、2019年7月19日付で三宅町のホームページに公表されています。27年3月の防災計画とどこがどのように変更になったのか、町長の所見を伺います。

今回の地域防災計画には、住民が被災になった場合、生活再建支援制度や災害障害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金貸付制度等について具体的に触れられていないと思いますが、挿入すべきではありませんか、町長の所見を伺います。

防災計画の第6章、災害復旧・復興計画の第3節は、民間施設等の災害復旧寄附金対策となっています。内容は、農業災害に対する融資制度、災害援護資金、生活福祉資金の3項目からなっています。全て貸付制度であります。町独自の施策はどのようになっているのでしょうか、町長の所見を伺います。

先日の台風10号や5月の豪雨のときもレベル4の全町避難勧告発令が出された地域もありました。三宅町全体がレベル4の地域になった場合どこに避難するのか、町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 10番、池田議員のご質問につきましては、実務的な内容の回答となるため、1点目の国民健康保険については住民福祉部長が、2点目の地域防災計画については総務部長が回答いたします。

○議長（衣川喜憲君） 住民福祉部長。岸部部長、お願いします。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 住民福祉部、岸部でございます。

議長のお許しをいただきましたので、10番、池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、6月議会の際に昭和59年当時も社会保険診療報酬支払基金からの交付金があり、交付金を除いた負担金について、現在、保険税負担50%、県負担が50%と定められていると回答させていただきました。国庫の負担率50%というのは、歳出、歳入全体の50%ではありません。保険給付費、後期支援金、介護納付金について、支払い基金や共同事業の交付金を除いた額に係るものであり、一般事務経費に関しては基本的には対象外、保健事業に関しては補助率が異なります。保険給付費や後期、介護への支出に対して、調整交付金18%、療養給付

負担金32%、計50%で、国庫及び県の負担は政令及び条例にのっとり支給されるものであり、当町においても厳密に数字を精査し申請しており、法令にのっとり補助金、負担金が交付されております。その数字に疑いの余地はなく、調べる必要はないかと思っております。

次に、来年度の国民健康保険税の額についてですが、今年度は基金を活用し税率の上昇を抑えております。来年度につきましては、令和6年度県統一保険税額となることを前提とした改定計画におきまして7.2%の引き上げ見込みと記載させていただいておりますが、今後、今年度の県全体の医療費の状況を取りまとめ、県からの来年度の納付金が提示されますので、その金額を考慮し、できる限り負担金を抑える方向で税率を抑えていきたいと思っております。

以上で、池田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 2点目のご質問、地域防災計画については、私よりご回答を申し上げます。

地域防災計画の改定内容につきましては、主なものは、災害配備体制を見直し、早期避難を促すため三宅町文化ホールを緊急避難所として位置づけ、これに伴い庁舎代替施設をあざさ苑に変更、福祉避難所は当面三宅町幼稚園とし、令和3年度以降は複合施設を加えた2カ所を福祉避難所として位置づけること。そして、受援要素と、いわゆるBCP、業務継続計画要素を追加いたしております。地域防災力の向上を新たに章立ていたしまして、時間軸による自助、共助、公助の役割等と取り組みの記載を新たにいたしております。

その他、事務的な部分につきましては、行政組織の変更に伴う本計画における役割分担の改定や、その他、国・県の法令、計画等の改正等に即した記述の整合を行ったものでございます。

次に、災害時における被災者支援対策についてのご質問でございますが、第6章、第3節におきまして、農業災害に対する融資、災害援護資金、生活福祉資金の貸付制度について記載をいたしておりますところでございます。ご指摘いただいておりますとおり、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の公的支援制度につきましては、いずれも法令及び条例に基づき町が実施主体または窓口となる事業でございますので、その内容を明記し、制度の存在がわかりやすいものとするためにも、今後行う軽微な随時改正におきまして早急に記載をいたします。

次に、町独自の支援策についてのご質問でございます。

災害により家屋または家財に重大な損害を受けた場合に、徴税や保険料、町営住宅家賃などの徴収猶予や納付期限の延長、減免措置に対する要綱を整備いたしております。

次に、避難所に関するご質問でございます。

警戒レベル3に達する以前であっても、状況に応じまして三宅町文化ホールを自主避難所として開設することを今回の地域防災計画において明記いたしました。さらに、相当規模の災害が発生したとき、または発生することが予想される場合は、災害の種別や規模によって指定緊急避難所、いわゆる一時避難所、広域避難所及び福祉避難所の開設を行います。

三宅町全域で警戒レベル4の避難情報が発令された場合、どこに避難するのかというご質問でございますけれども、状況に応じまして開設しております避難所への避難行動を呼びかけるものですが、住民の皆様におかれましては早期に避難を開始していただくのはもちろんのことですけれども、周囲の状況によっては垂直避難などみずからの判断で、その時点での最善の安全確保行動をとっていただくことも呼びかけるものでございます。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問ありますか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、岸部部長から答弁があったわけでありましてけれども、歳出、歳入全体について50%ではありませんという答弁がありました。その後で、保険給付費や後期支援金、介護納付金について、支払い基金や共同事業の交付金を除いた額にかかるものでありというような形で、50%、50%というのは県と国からの国庫及び負担金では政令等で決まっているので50%に変わらないという結果的には答弁でありました。けれども、国民健康保険について6月の一般質問でも発言しましたけれども、全国知事会でも国に対して国保の国庫補助をふやせというふうに要望しているわけでありまして。このことについて、そしたら町としてはどのように理解されておるのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 今、議員のほうから知事会等の要請という形になっておるんですけれども、知事会は毎年3,400億円の財政支援拡充を前提条件として国民健康保険の県単位化に同意した経緯があり、確実な支援を求めています。最新の令和2年度、国の予算に関する要望についても、追加国費1,700億円の確実な投入や保険者に努力支援制度について国からの財政確保、今後の利用費の拡大に耐え得る財政基盤の確立のための財政支援を上げ

ています。

同様に、本町に意見を集約し代用する全国町村会においても、令和2年度重点事項の予算要望として、10項目のうちの1つに国民健康保険制度を掲げ、毎年3,400億円の公費の投入の確実な実施と今後の医療費の拡大や自治体の実情に応じた財政支援の要請と、ほぼ知事会と同様の要請を行っており、町の意見はそこで反映されていると思っております。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） そういう知事会、あるいは町としても県を通じて国のほうに要望していくということなんですけれども、そういうことであればやっぱり国保に対する国の制度として最初50%程度が国庫補助して各市町村等に出されていたものが、今は三宅町でも、先ほども述べたように二十数%という状態になってきているという事実を認めていくということが必要ではないかと。これについても、今までの政府自身が社会保障関係の自然増が大きく伸びていくと、それを抑制していくために減らされてきているんだという事実があるんじゃないかということだと思えます。そういう社会的な現象を見ても、それをやっぱり認めた上で要望していくと、それを跳ね返していくということが大事ではないかというふうに思うんです。

そういうことで、町としても今後、今30年度から国保については県単位化ということで県のほうに運営自身に移ったわけで、三宅町の国保会計の中にも国庫支出金という項目が一応なくなっているわけでありましてけれども、そういう観点からでもやっぱり町として県を通じてそういう要望をしていくということが大事なことではないかというふうに思います。

次に、6月の答弁でも財政調整基金の残額は900万程度残るということでありましてけれども、30年度の決算の年度末現在高を見ても1億276万4,678円というふうになっているわけでありまして。これについての違いについて説明してください。

○議長（衣川喜憲君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 申しわけございません。今、手元に資料ございませんので、おって窓口のほうへ来ていただけたら回答させていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） それと、6月議会のときでも発言したんですけれども、今、上牧町では国保財政における子供の均等割を2年間免除しているというふうに聞いたわけでありまして。三宅町でも、7月に保険料が決定されたら、1年間は新生児については生まれてきても

均等割を賦課しないというような制度を今後考えていく必要があるのではないかなと思うんですけれども、そういう子育て支援をしていくという観点からもこういうことも考えられるのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 以前答弁させていただいたとおり、国保の子供たちのみならず全ての子供たちを対象にした事業のほうも子育て支援としてはしっかりと考えていく必要があるというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） ということであれば、今後そういうことを含めて検討していただくということだというように思います。

次に、災害の問題について聞きたいと思います。

町の災害復興の財政支援は幾らで、申請はどのようになっているのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 災害復興の予算額ということですがけれども、今現在、災害復興に係る予算執行はいたしておりません。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今でも、今まででも三宅町でも床下浸水があったり、そういう状態もあったわけでありまして。そういうところに対して、薬剤を散布するというだけじゃなしに今後やっぱり検討していく必要があるのではないかなというように思います。そういうことで、川西町でも今度の災害の教訓から、国の災害復旧の財政援助に入らない項目について町独自で支援するというふうにしてしているわけでありまして。三宅町でも、そういう観点から、国の制度にないところについての補充というんですか、そういう部分を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 最初のご質問でご回答させていただきましたとおり、今現在は町税、保険料等の減免制度というところがございます。今議員がおっしゃられましたように、町独自の生活再建の資金等のお話だと思うんですけれども、災害の状況に応じまして、国・県等の支援制度に加えて町独自の制度が必要ということであればその検討もやぶさかではないというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君）　そういう前向きな答弁がありましたので、これで一般質問を終わります。

○議長（衣川喜憲君）　池田年夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（衣川喜憲君）　これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日10日より19日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月20日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることとします。

本日はこれにて解散いたします。皆様、お疲れまでした。

（午前11時41分）

令和元年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和元年9月20日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱒 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
住民福祉部長	岸 部 聖 司	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也	モニター室係	山 内 亮

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	渡 辺 哲 久	6 番 議 員	森 内 哲 也
---------	---------	---------	---------

令和元年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和元年9月20日 金曜日  
午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 特別委員長及び常任委員長報告
- (1) 決算審査特別委員会委員長報告
  - (2) 総務建設委員会委員長報告
  - (3) 福祉文教委員会委員長報告
- 追加日程第1 発議第4号 三宅町議会改革調査特別委員会の設置について

---

◎開議の宣告

○議長（衣川喜憲君） 皆さん、おはようございます。

1分ほど早いですが、おそろいですので、令和元年9月三宅町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎特別委員会委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員長の報告についてを議題とします。

去る9月9日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月11日と12日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、瀬角清司君。

○決算審査特別委員会委員長（瀬角清司君） ただいま議長のお許しを得ましたので、決算審査特別委員会の報告をいたしたいと思っております。ちょっと私、風邪気味で喉がいがいがしていますので、詰まるところが多少ございますでしょうが、お許してください。

そうしましたら、去る9月4日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、9日に当委員会に審査付託を受けました平成30年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかなどに視点を置き、去る11日、12日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、ご承知のとおり、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質交際費率については平成29年度より30年度は6.5%から8.9%になり、将来負担比率も37.6%と基準値を下

回り、今後の行政運営にますます期待をするところであります。

それでは、まず平成30年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額は36億466万8,683円で、歳出決算額は34億5,117万5,793円、歳入歳出差引額は1億5,349万2,890円であります。

次年度へ繰り越す事業として、プレミアムつき商品券事業、社会資本整備総合交付金事業（道路）、三宅1号線道路整備事業、災害に強い町づくり事業、非常費消防費、三宅小学校空調設備設置事業に係る一般財源分である繰越明許繰越金270万8,000円と、歳計剰余金繰越金1億5,078万4,890円が繰り越しされています。

次に、歳入について、主なものとしまして、町税で6億678万4,530円となり、徴収率は99.8%、歳入決算額に占める割合は16.8%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入は1億4,911万9,000円で、歳入決算額の4.1%であります。

地方交付税は16億4,474万9,000円、歳入決算額の45.6%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼児園保護者負担金を初め式下中学校普通交付金税負担金、町営住宅使用料並びに指定ごみ袋売り払い手数料ほか各施設使用料等を含め1億443万8,235円で、歳入決算額の2.9%となっております。

国・県支出金では、障害者自立支援給付費、児童手当交付金、社会資本事業補助金、子ども・子育て支援交付金、国民健康保険及び後期高齢者保険基盤安定負担金、各種福祉医療費県費補助金、県民税徴収事務委託金等を合わせて4億8,614万2,486円となり、歳入決算額の13.5%となっております。

財産収入では、土地売り払い収入、各基金利子等を合わせて465万6,481円となり、歳入決算額の0.1%となっております。

寄附金では、ふるさと納税で1,784万7,000円があり、歳入決算額の0.5%となっております。

繰入金並びに繰越金では、公債償還基金繰入金、ふるさと納税基金繰入金、消防基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金を合わせて2億1,835万3,401円となり、歳入決算額の6.1%となっております。

諸収入においては、奈良県市町村振興協会市町村交付金、住宅新築資金等貸付金元利収入、職員駐車場収入、一般コミュニティ助成事業助成金、長寿社会づくりソフト事業費交付金等を合わせて2,192万9,550円となり、歳入決算額の0.6%となっております。

町債では、臨時財政対策債、各過疎対策事業債、緊急防災減災事業債、学校教育施設等整

備事業債を合わせて3億5,064万9,000円となり、歳入決算額の9.7%になっております。

次に、歳出については、予算額に対する執行率は92.4%となっており、そのうち、議会費は6,590万8,502円で、歳出決算額に占める割合は1.9%、総務費は、総務管理費、徴税费等ほかで7億1,699万6,354円の20.8%の執行となっております。

民生費においては、社会福祉費、児童福祉費を含め10億7,710万9,681円の31.2%となり、衛生費は、保健衛生費、清掃費を含め2億4,254万7,617円の7.0%であります。

次に、農林水産業費及び商工費は合わせて3,542万5,904円の1.0%で、土木費は、土木総務費、道路橋梁費、都市計画費、町づくり費、住宅費を含め5億6,122万5,185円の16.3%となっております。

消防費については、1億6,916万9,988円の4.9%となり、教育費では、小・中学校費及び社会教育費等含め2億1,485万3,168円の6.2%であります。

公債費については、元金利子を含めて3億6,793万9,394円で10.7%の執行であります。

執行された中でも主な支出の内容は、決算のあらましから会計全体の人件費で9億1,126万3,000円となり、歳出決算額の26.4%となっております。

補助費等については、退職手当組合負担金、奈良県広域消防組合分担金、三宅町社会福祉協議会運営補助金、後期高齢者医療給付費負担金、国保中央病院組合負担金、近鉄橿原線結崎第7号踏切歩道設置工事負担金、郡シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合分担金等で4億1,357万4,000円となります。歳出決算額の12.0%となっております。

繰出金は、各特別会計への繰出金として4億7,557万6,000円となり、歳出決算額の13.8%を占めております。

また、投資的経費については、総務費や土木費等の普通建設事業費が3億8,848万円となり、歳出決算額の11.3%となっております。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出では、総務費については恋人の聖地事業（広告料）について、三宅町タウンプロモーション事業の効果測定について、UIターン促進事業の広報及び補助利用者減少の対策について、地域公共交通事業タクシー補助の利用率及び問題点、改善点について、町づくり協働推進事業について、政策推進課における過疎対策事業債について、総務管理に係る経費について、公共施設耐震化事業について、財産管理費について、ふるさと納税寄附者当初見込みの減少について、文化ホール修繕費についてを。

民生費においては、人権関係研究集会に係る参加経費について、人権啓発相談、交流事業

業務委託料について、要介護高齢者紙おむつ等支給事業について、敬老祝事業について、戦没者遺族の高齢化に伴う戦没者追悼式典の今後の方針について、民生児童委員の当初予算委員会資料目標指標の結果について、保育所待機児童について、家庭的保育事業について、児童虐待防止対策の子ども家庭総合相談窓口業務及び養育支援訪問事業について、子育て支援センター費の遠足バス賃借料について、幼稚園児童数減少による幼稚園送迎バスの今後の方針について、保育士のパート募集についてを。

衛生費においては、指定ごみ袋作成業務委託の入札結果について、清掃総務費の当初予算委員会資料目標指標の結果について、健康増進事業の当初予算委員会資料目標指標の結果について、子育て応援事業の町外へのPRについてを。

農林水産業費においては、中部地域農業推進協議会について、青年就農給付金対象者への支援体制について、移動販売車（キッチンカー）の現状について、屯倉ブランドと食の連携による仕事創出事業についてを。

土木費においては、三宅町橋梁定期点検業務について、橋梁長寿命化計画と公共施設等総合管理計画との整合性について、工業ゾーン三宅1号線測量詳細設計業務について、近鉄石見駅周辺地区の町づくりワークショップの報酬及び事務費について、近鉄石見駅周辺整備事業について、企業立地促進事業に伴う企業からの問い合わせ内容について、土木まちづくり課における過疎対策事業債について、空き家対策の現状及び放置していることによる危険性について、上但馬地区未登記地登記業務の現状について、各公園維持管理業務委託料について、改良住宅の空き家対策についてを。

消防費においては、防災行政無線新型受信機（Jアラート）導入に係る経費について、災害に強い町づくり事業のクレーン・玉掛講習負担金についてを。

教育費においては、教育委員会事務事業評価について、学校給食地産地消促進事業内容について、成人式実行委員会方式の検討について、生涯学習講座の当初予算委員会資料の目標指標の結果について、地域人権学習事業について、公民館分館補助金について、公民館図書室の当初予算委員会資料目標指標の結果について、文化ホールの費用対効果について、今後のマラソン大会について、三宅町体育館施設利用状況について、おのおの質疑しました。

次に、歳入についての質疑としては、広報みやげ広告収入について、マスコットキャラクターPR用品売り払い収入について、町税の減収、執行停止及び滞納者対策について、町営住宅使用料滞納者の現状と対応について、上但馬地区における駐車場貸し付けについて、住宅新築資金等貸付金の現状について、マンホールふたの売却収入についての質疑を行いました。

た。

また、今後の予算編成時における町の対応、将来における全般的な財政運営状況を確認し、一般会計の歳入歳出決算については賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成30年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額7億8,001万9,118円に対しまして、歳出決算額は7億7,105万5,479円で、実質収支は896万3,639円となった決算内容であり、歳出では国保会計抑制の取り組みについて、療養給付費の年間予測及び訪問看護について、一般被保険者高額療養費多数該当の現状について、出産育児一時金について、特定健康診査等事業費の当初予算委員会資料目標指標の結果について、特定保健指導に伴うフィットネス要件についてを。歳入では、滞納者の徴収状況及び短期保険証発行状況について、保険税不納欠損についてを。国民健康保険財政調整基金では、決算年度中増減高についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

続いて、平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額1億1,860万1,283円に対しまして、歳出決算額は1億1,852万3,983円で、実質収支額は7万7,300円の決算内容であり、各システム経費についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成30年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は7億6,636万2,744円に対しまして、歳出決算額は7億4,755万5,818円で、実質収支額は1,880万6,926円であり、歳出では、居宅介護住宅改修費の適用除外について、地域包括支援センター事業の総合相談支援業務について、生活支援体制整備事業費の未執行について、認知症初期集中支援推進事業についてを。歳入では、滞納者の徴収状況について、保険料不納欠損についてを。介護予防対策、介護全般のサービスについての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成30年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入、歳出決算額は、ともに3億1,126万9,855円となり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成30年度三宅町水道事業特別会計決算については、収益的収入決算額1億7,813万2,836円に対しまして、支出決算額は1億7,333万694円で、収支差引額は480万2,142円となっております。

また、資本的収支における収入決算額は400万1,400円、支出決算額は2,194万7,620円で、収支差引額は1,794万6,220円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から同額が補填された内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました平成30年度各会計決算の審議経過でありました。各種事業の費用対効果を含めた側面からも審議し、いずれも原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） 続いて、9月13日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） 去る9月9日、第3回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案について、13日に総務建設委員会を開催し、審議をいたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第31号 令和元年度三宅町一般会計第2回補正予算案については、歳入では、地方交付税で普通交付税額の確定により5,776万9,000円の増額補正がされています。

県支出金では、消費税率引き上げによる地域活力の低下を防ぐための、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金63万円と防災重点ため池浸水想定区域図作成補助金182万9,000円の増額により、合計で245万9,000円の増額補正がされています。

繰入金では、歳入予算額の増額による臨時財源の予算調整により9,905万円の減額補正がされています。

繰越金では、平成30年度決算額の確定に伴う前年度歳計余剰金繰越金1億4,078万4,000円の増額補正がされています。

諸収入では、消防団員安全装備品整備等助成事業の採択による10万7,000円の増額補正がされています。

町債では、臨時財政対策債が確定したことによる2,461万4,000円の減額補正がされ、それに伴い臨時財政対策債の限度額の変更が行われています。

次に、歳出について。

総務費においては、職員の休職に伴う人材派遣業務委託料及び来年度4月からの会計制度任用職員制度に伴う人事給与システム導入経費等で599万4,000円の増額、複合施設企画運営のための視察経費として26万3,000円の増額、公債償還基金積立金5,859万円の増額により、合計で6,484万7,000円の増額補正がされています。

農業水産業費では、防災重点ため池浸水想定区域図作成委託料182万9,000円の増額補正がされています。

消防費では、庁舎、文化ホール及び複合施設への災害時非常用電源を供給するための自家

発電設備導入計画のための非常用自家発電設備導入支援業務委託料330万円と消防団装備品として発電機購入費10万7,000円の増額により、合計で340万7,000円の増額補正がされています。

また、農林水産業費の農業振興費では、屯倉のおいしい発進（発信）事業による財源内訳の変更がされています。

次に、審査の経緯について。

歳出では、複合施設企画運営のための視察経費について、非常用自家発電設備導入に係る災害時に影響を受けない設置場所の検討について、消防団装備品の発電機購入について、防災重点ため池浸水想定区域図作成の委託料についての質疑を行いました。歳入では、屯倉のおいしい発進（発信）事業についての質疑を行い、本委員会では全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第35号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、令和2年4月から施行される会計年度任用職員に関し必要な事項を定めるものであり、現在の非常勤職員が会計年度任用職員に移行した場合における待遇面の懸念などについての質疑を行い、本委員会では全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第36号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の試行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度の運用開始に当たり、関係する既存条例の文言修正を一括して行うものであり、会計年度任用職員の育児休業の適用についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第37号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものであり、任期の上限である5年の根拠について、会計年度任用職員をこの条例における非専門的任期付職員として雇用することはないのかについての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

また、議案第35号から37号を通じての質疑として、会計年度任用職員という国からの制度の導入を受けて、本町においても職員の処遇などの安定が図られるよう望む一方で、他の同規模自治体に比べ職員数が多めであるとの認識もあり、経常収支に占める人件費が悪化することを懸念しながらの人材確保という非常に難しい課題が今後も生じるという認識も確認しております。

次に、議案第38号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定については、成年被後

見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため地方公務員法の一部が改正されたことにより、本条例に定める欠格事項から成年被後見人等の規定を削除するため条例の一部を改正するものであり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第39号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、奈良県税条例における自動車税の課税免除規定が改正され、環境性能割が対象外となったことに伴い、本条例に定める軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例を削除するため条例の一部を改正するものであり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第44号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第45号 三宅町給水条例の一部を改正する条例の制定については、ともに消費税率の引き上げに伴う下水道使用料金及び水道料金の改正を行うため条例の一部を改正するものであり、使用料金を税込みから税抜きとして消費税を加算する方式とした変更についての質疑を行い、本委員会はともに賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第46号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更については、新たに対象となる事業の追加を行い、地方債対象の拡充を行う必要が生じたため計画の変更を行うもので、そのことによる過疎対策事業債の増額についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） 続いて、9月17日午前9時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、渡辺哲久君。

○福祉文教委員会委員長（渡辺哲久君） 福祉文教委員会の報告を行います。

去る9月9日、第3回定例会に本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、17日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

議案第31号 令和元年度三宅町一般会計第2回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において保育所運営費国庫負担金95万3,000円の増額補正がされています。

県支出金では、国庫支出金と同様に保育所運営費県負担金47万6,000円の増額と障害児給付費等実績に伴う県費負担金追加交付金13万9,000円増額したことにより、合計で61万5,000円の増額補正がされています。

歳出では、民生費において、心身障害者医療費助成事業、重度心身障害者老人等医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業の平成30年度実績の確定に伴い、県費補助金の返還金89万9,000円の増額、厚生医療受給者減少による障害者医療費国庫負担金返還金336万9,000円の増額、放課後等デイサービス及び計画相談利用者数の減数見込みによる障害児入所給付費等国庫負担金返還金36万7,000円の増額、児童手当受給者の減少による児童手当交付金及び児童手当県費負担金返還金13万4,000円の増額、町外保育所等への利用児童数がふえたことによる町外保育所利用児童委託料398万8,000円増額したことにより、合計で875万7,000円の増額補正がされています。

衛生費では、未熟児養育医療費及び母子保健衛生費の平成30年度実績の確定に伴い、国庫負担金及び国庫補助金の返還金18万3,000円の増額補正がされており、町外保育所利用児童委託料についての質疑を行い、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第32号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案について、歳入では、繰越金において前年度歳計剰余金の確定により796万3,000円の増額補正がされています。

歳出では、歳入において増額した金額について、今後の県交付金額確定に伴う返還金等に備え、予備費を歳入と同額の796万3,000円の増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第33号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案については、歳入は、前年度歳計剰余金の確定による繰越金7万8,000円の増額。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度保険料の広域連合への負担金7万8,000円の増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第34号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案については、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金で、平成30年度分の実績報告に伴う追加交付があり、合計で82万円の増額補正がされ、繰入金では、介護給付費準備基金繰入金553万7,000円の減額補正がされ、繰越金では、決算の確定に伴う繰越金1,870万6,000円が増額補正されています。

歳出では、保険給付費で、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、その他諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費において、財源内訳として基金からの繰入金をそれぞれ減額し、一般財源に変更を行っています。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金で、地域支援事業交付金の実績に伴う国及び県への返還金として273万1,000円の増額補正がされ、基金積立金では、前年度繰越剰余金の確定により準備基金への積み立てのため1,125万8,000円の増額補正がされており、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第40号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳法施行令等の一部改正により、「氏の変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができること」とされ、印鑑登録証明事務においてもこの改正に準じた規定を設けるため、また性同一性障害や性的少数者への配慮として印鑑登録証明書への性別の記載を廃止するため条例の一部を改正するものであり、それによりデータや統計が変わるのかについての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第41号 三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定については、但馬老人憩の家の地番について未登記物件の登記が完了し所在地番の変更により条例の一部を改正するものであり、地番が間違った経緯についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第42号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第43号 三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、ともに子ども・子育て支援法の一部改正により、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う条例の一部を改正するものであり、子ども・子育て支援法第30条第5項特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府で定めることについて、無償化に伴う変更点は保護者に説明を行ったのかについての質問を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） ただいま、決算審査特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長の報告がありました。私は、決算審査特別委員会の中で審査された三宅町平成30年度一般会計決算並びに国民健康保険会計、介護保険会計の3議案及び条例の中で反対する条例の討論を行います。

平成30年度三宅町一般会計決算は、平成29年度4月に総務省から過疎地域に指定され、9月から過疎地域自立計画に基づいて過疎債の申請が行われ、30年度も過疎債の申請が行われました。過疎債は7割が交付税として処置されますが、将来負担比率は37.6%となり、将来の住民に負担を負わせることになっています。そして、同和事業の残事業であります一部地域の老人憩いの家の運営事業で生活相談、生活支援委託料、地域人権学習事業委託料など委託先の応募がないということで継続して行われています。実質収支額は1億5,078万4,000円を来年度に繰り越しとなっており、生活道路の補修など住民の切実な要望の実現がおろそかにされています。

国民健康保険会計、介護保険会計についても決算資料の最後に掲載されておりますが、消費税の引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられている社会保障4経費、その他社会保障施策に関する経費を平成27年度から30年度まで一覧にしてみますと、社会保障財源化分の市町村交付金の合計も平成27年度が4,900万から平成29年度まで減り続け、30年度は4,651万円と29年度よりはふえています。依然として27年度よりは248万円の減となっています。反対に、三宅町の一般財源からの持ち出しは2,398万円増となっています。

また、滞納についても、町民税、固定資産税、町営住宅、国民健康保険、介護保険、下水道の6会計で平成29年度の746万円から平成30年度、4,971万円と、ちょっと間違えた。後で訂正しますけれども、249万円減となっておりますが、不納欠損として29年度が321万円、30年度、52万円が処理されています。三宅町の給与所得の平均を調べてみますと、300万円以下で1,880人にもなり、住民の生活が苦しくなっていることを示しています。

反対の条例ですが、議案第42号、43号は、安倍内閣が2017年の総選挙で打ち出した幼児教育の無償化が10月から実施されるため予算措置と子ども・子育て支援法の改正に伴う条例改正であります。子ども・子育て支援法は、8月31日の官報でも八十数カ所の訂正箇所が指摘されています。副食材料費について、非課税世帯や第3子以上は減免されますが、それ以外は無償徴収され、2歳未満の非課税世帯以外は幼児の保育料は無償化にはなっていません。滞納したら、内閣府は保育中断する可能性も示唆しています。また、その事務も職員に押しつけられることになり、長時間、過密労働に拍車をかけることにもなりかねません。

議案第44号、45号については、10月から消費税が8%から10%に引き上げられるから、下水道料金、水道料金を引き上げるというものであります。住民の生活を守る観点から見ると引き上げられる状況ではないのではないのでしょうか。

以上で、三宅町平成30年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、条例に対する反対討論を終わりますが、他の議案については賛成といたします。

○議長（衣川喜憲君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成30年度三宅町一般会計決算認定についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第3号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第4号 平成30年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定についてより、認定第6号 平成30年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの2件を一括で採決します。

採決は起立で行います。

本2件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第31号 令和元年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第32号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第33号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第35号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第37号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第38号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第39号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第40号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第41号 三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第42号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第43号 三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、2件を一括採決します。

本2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立多数と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第44号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第45号 三宅町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括採決します。

本2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立多数と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第46号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

#### ◎追加議案の上程

○議長(衣川喜憲君) お諮りします。

本日の議事日程は、追加議案1件を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

(議案配付)

○議長(衣川喜憲君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

#### ◎発議第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長(衣川喜憲君) 追加日程第1、発議第4号 三宅町議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とし、提出者の松本議員より説明を求めます。

松本議員。

○4番（松本 健君） それでは、三宅町議会改革調査特別委員会の設置について説明させていただきます。

本特別委員会は、三宅町の議会改革についてどのように進めていくかの調査を目的に設置するものです。

以下、提案の背景を示します。背景は大きく2点あります。

皆様ご承知のように、日本は戦後復興から高度成長の時期を経た後、成熟社会の到来とともに地方分権が叫ばれるようになって既に30年余りの時がたっております。そういった中、地方分権に対応した議会の機能強化、住民や地域の課題を解決するための機能の見直しが叫ばれております。

また、国のほうでも、近年は明らかに頑張る地域は応援するといった姿勢が目立ってきております。これが第1点目であります。

もう一点は、前回の選挙が無投票となったことです。

基本に立ち返り、住民に親しまれ、住民に信頼される議会の実現に向けて、危機感を持って議会改革を行う必要性を強く感じさせられることとなりました。

これら2点を背景として、議会改革のための特別委員会を設置し、議会はみずからの改革を議会として待たないで進めていく必要があるとの認識に至りました。

議員各位におかれましては、この活動が三宅町のため、三宅町の住民に帰するものと捉えていただき、ご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま松本議員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑は終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第1、発議第4号 三宅町議会改革調査特別委員会の設置についてを採決します。採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

◎閉会中の継続審査について

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要性がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。

---

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 以上で、本定例会に提出されました議案は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることといたします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る9月4日の開会以来、17日間にわたり慎重審議を賜り、平成30年度一般会計決算を初めとする決算認定6件、令和元年度一般会計補正予算を初めとする補正予算4件、条例の制定及び一部改正11件、議決案件1件、人事の同意3件の計25件について、各議案全て原案どおり認定、可決、同意をいただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

開会のご挨拶でも触れさせていただきました国際交流においては、11月6日から8日にかけて奈良市内で開催されます第10回東アジア地方政府会合に、昨年につき2回目の参加をいたします。7カ国、72地方政府が加入する国際会合であり、東アジアの各国や日本全国に本町の魅力を伝えていく貴重な機会と捉えており、三宅町の政策をしっかりとPRしてまいり所存でございます。

結びとなりましたが、議員皆様方には残暑の厳しい折、ご自愛いただきますようお願い申

し上げるとともに、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（衣川喜憲君） 繰り返しとなりますが、議会開会中においても各地で豪雨による被害が発生しています。近年、台風によらない集中豪雨が頻発しております。皆様におかれましては、常日ごろから一層の注意をお願いいたしまして、令和元年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（午前11時10分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員